

# 薩摩川内市環境基本計画

(第3期)



令和7年4月



薩摩川内市



# はじめに

鹿児島県の北西部に位置する薩摩川内市は、2004（平成16）年10月に1市4町4村が合併して誕生しました。本土圏域の中央部には一級河川である川内川が貫流し、甕島国定公園をはじめ、ラムサール条約登録湿地である蘭牟田池など、豊かな自然環境に恵まれています。

その一方で、私たちは現在、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しており、2024（令和6）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、これらの危機に対し、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。今後は、産業革命以降の近代文明を支えてきた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が求められています。

本市では、2007（平成19）年9月に「薩摩川内市環境基本計画」を策定し、改定・見直しを行いながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。また、2021（令和3）年6月に「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、2024（令和6）年3月に「薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略」を策定し、2050年カーボンニュートラルに向けた歩みを進めており、さらに、2022（令和4）年7月に本市を含む産学官金の5者で締結した「サーキュラーパーク九州の実現に向けた連携協定」に基づき、九州電力株式会社川内（火力）発電所の跡地において、全国初の火力発電所跡地を活用した資源循環の拠点化を目指す取組を進めており、2024（令和6）年4月には、サーキュラーパーク九州株式会社により、リソーシング（再資源化）事業とソリューション（研究開発等による課題解決）事業が開始されています。

本計画では、私たちが目指すべき環境像として、「人と自然がつながり、持続可能な社会を紡ぐまち 薩摩川内」を掲げています。これを実現するためには、市民・事業者と行政が協働して取り組んでいくことが重要です。皆様には、今後もより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました薩摩川内市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和7年4月

薩摩川内市長 田中良二



# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の役割・位置付け	2
1-3	計画の対象	3
1-4	計画の期間	4
1-5	環境分野の動向	5

## 第2章 計画の目標

2-1	目指すべき環境像	10
2-2	基本方針	11

## 第3章 施策の展開

3-1	脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルのまちづくり～	14
3-1-1	地球温暖化対策の推進	14
3-1-2	省エネの更なる推進	21
3-1-3	再生可能エネルギーの推進	24
3-1-4	移動手段の脱炭素化	28
3-2	資源循環型社会の形成 ～資源を循環するまちづくり～	32
3-2-1	ごみの適正処理、減量化と資源化	32
3-2-2	環境美化の推進	37
3-3	自然共生社会の実現 ～自然とふれあい共生するまちづくり～	41
3-3-1	自然との共生、ふれあいの推進	41
3-3-2	生物多様性の保全	45
3-3-3	森林・農地の保全	49
3-4	生活環境の保全 ～安全・安心で快適なまちづくり～	52
3-4-1	大気環境の保全	52
3-4-2	水環境の保全	55
3-4-3	安全・安心な環境づくり	58
3-4-4	風景・景観の保全	61
3-5	環境保全活動の推進 ～みんなで考え協働するまちづくり～	64
3-5-1	環境教育・環境学習の充実	64
3-5-2	環境保全活動の推進	67

## 第4章 計画の推進







4-1	計画の推進体制	70
4-2	計画の進行管理	71



## 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全是、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全是、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

### 薩摩川内市の市木・市花・市鳥・市魚

<p><b>市木</b> クロガネモチ (もちのき科)</p>  <p>高く伸びる木・常緑の葉は、市の発展を象徴しています</p>	<p><b>市魚 (川)</b> アユ</p>  <p>激流ともいえる流れの早い流心に定位する姿は、何事にも負けない不屈の精神を、また、集団で行動する姿は、市民の協調融和の精神を象徴しています</p>
<p><b>市花</b> カノコユリ</p>  <p>初夏に咲くピンクの花は、市民の優雅さと情熱を、そのたくましい生命力は市民の活力を象徴しています</p>	<p><b>市魚 (海)</b> キビナゴ</p>  <p>小さな体ですばやく回遊する姿は市民の力強さと明朗性を、美しい姿は市民の豊かな心を象徴しています</p>
<p><b>市鳥</b> メジロ (スズメ目メジロ科)</p>  <p>甲高く活気あふれる鳴き声は、市民の力強さと明朗性を象徴しています</p>	<p>詳細は市の HP をご覧ください</p>  <p><a href="https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1041/1/3/1/1425.html">https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1041/1/3/1/1425.html</a></p>

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画策定の目的

薩摩川内市（以下「本市」という。）は、2004（平成16）年10月に1市4町4村の市町村合併により誕生し、豊かな自然環境及び風光明媚な景観を貴重な財産として受け継ぎました。

この環境を、健全で恵み豊かなものとして維持し、次世代に継承するため、『自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内』を基本理念とした「薩摩川内市環境基本計画」を2007（平成19）年9月に策定しました。2016（平成28）年3月には薩摩川内市環境基本計画（第2期）として策定し、2020（令和2）年3月に中間見直しを行ったところです。

本市では、「薩摩川内市環境基本計画」の基本理念を実現するため4つの基本方針を定め、環境保全に向けた各種の施策に取り組んできました。

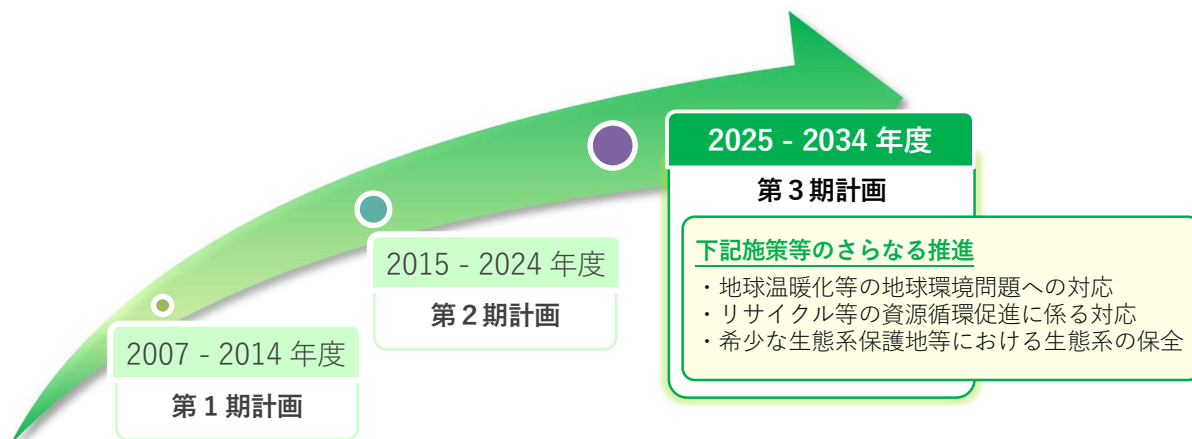
### 基本理念を実現するための4つの基本方針

- ❖ 環境負荷の少ないまち
- ❖ 地球環境を大切にすまち
- ❖ 自然にふれあえるまち
- ❖ みんなで考え行動するまち

その結果、温室効果ガス排出量の削減、豊かな自然環境の保全、河川や海域の水質に係る環境基準の達成等、計画は着実に進捗しています。

その一方で、少子高齢化の進行による人口減少に伴う地域コミュニティの衰退により、地域の環境美化活動の退潮、ごみのポイ捨てや不法投棄に十分な監視の目が行き届かなくなる等、身近な問題も顕在化しています。また、思うように進んでいないごみのリサイクルへの対応も早急に対応すべき喫緊の課題です。さらに、農林業では後継者不足等による管理の行き届かない農地や森林の増加に伴い、有害鳥獣による農作物等への被害の増加のほか、希少な生態系保護地においても特定外来種等の影響により環境保全に支障を来していることも報告され、その対応が求められています。

このような課題を解決し、本市のみならず国及び世界的にも顕在化している地球温暖化等の地球環境問題に対応するとともに、市域におけるさらなる良好な環境の保全・創出を目指すため、今回「薩摩川内市環境基本計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。



## 1-2 計画の役割・位置付け

本計画は、「薩摩川内市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の環境施策に関する各種計画の基本となる計画として位置付けます。また、本市の最上位計画である「第3次薩摩川内市総合計画」に掲げる未来のまちの姿の実現を環境面から推進する役割を担うこととしています。

本計画の策定に際しては、今日の地球規模の環境問題や本市の環境の現状等を十分に把握し、また、本市の目指すべき「環境像」と「基本理念」を明らかにするとともに、今後の環境行政の指針となる「市民・事業者・市（行政）」の各主体がそれぞれ担うべき役割を明らかにし、相互に協力しながらより良い環境の保全・創出に向けた取組を推進することを目的としました。



■ 薩摩川内市環境基本計画の位置付け



## 1-3 計画の対象

### (1) 対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として薩摩川内市全域とします。

ただし、河川等のように流域として捉える必要がある場合、あるいは大気汚染のように広域的な対応が必要なものについては、国、県及び他の地方自治体等と協力しながら計画を進めるものとします。

### (2) 対象とする分野

本計画で対象とする分野は、地球環境、循環型社会、自然環境、生活環境、環境保全活動の5分野です。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

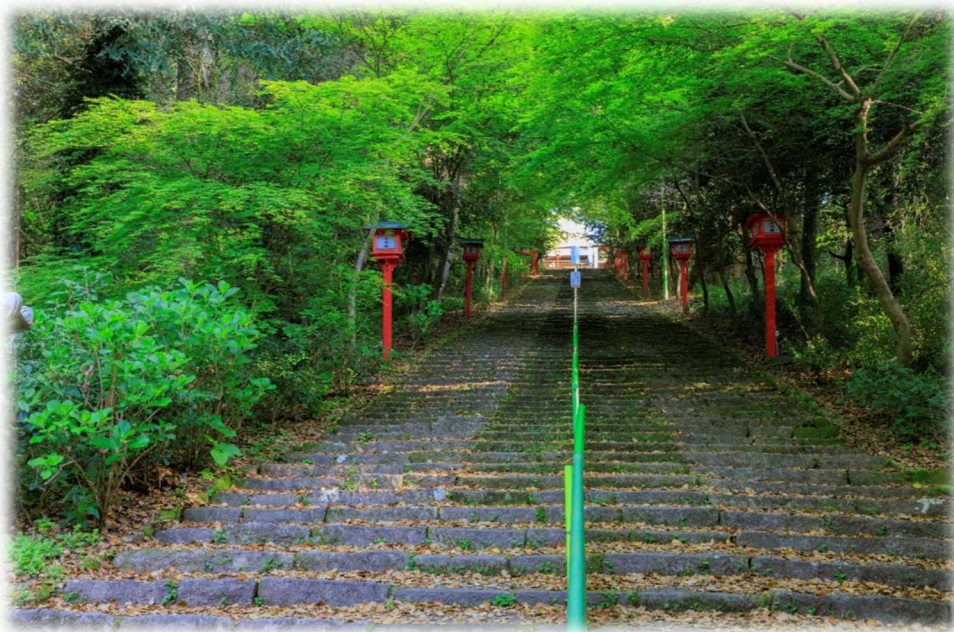
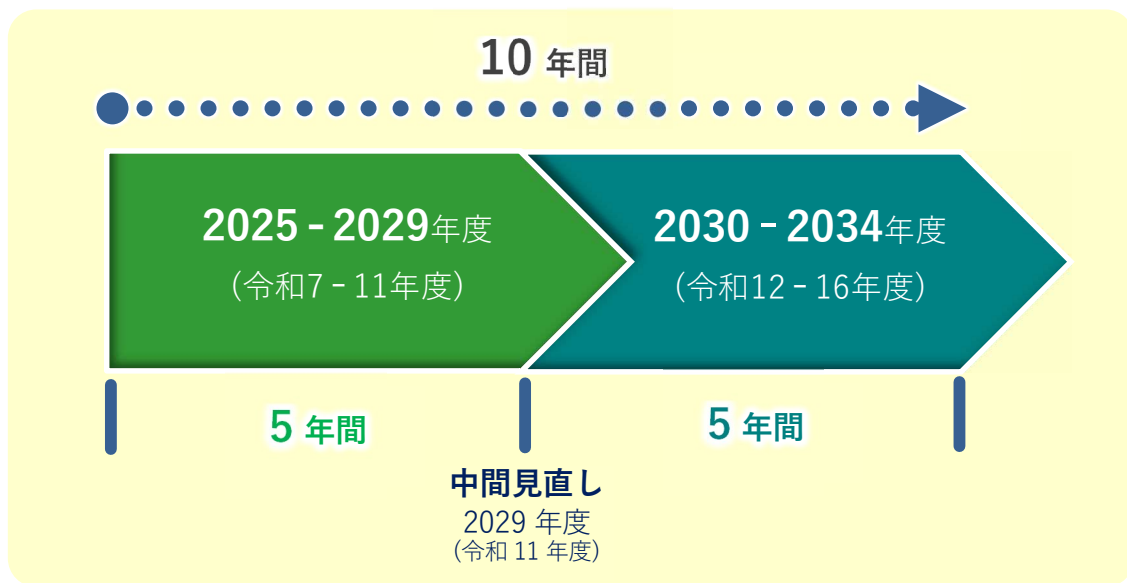
分野	対象
地球環境	地球温暖化対策、再生可能エネルギー等
循環型社会	廃棄物、環境美化等
自然環境	自然とのふれあい、動植物、生物多様性、森林・農地等
生活環境	大気環境、水環境、公害、風景・景観等
環境保全活動	環境教育・学習、市民参加活動等

## 1-4 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、本計画の中間年（2029（令和11）年度）に見直しを行います。

### 2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間



新田神社

提供) 薩摩川内市

## 1-5 環境分野の動向

### (1) 第六次環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する統合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。計画は、約6年ごとに見直されており、2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画では、環境保全を通じた「**現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質の向上**」を最上位の目的として掲げています。これは、環境基本法第1条が、「環境の保全に関する施策を統合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と規定していることとも同じ趣旨です。

「ウェルビーイング／高い生活の質」を達成するために、近年の様々な環境危機に対して、環境面・経済面・社会面等の様々な面からアプローチした、よりの確かつ効果的な環境政策が施されることが期待されます。

図 1-2-1 第六次環境基本計画の基本的な考え方（第一部）



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（マクロ経済、国土、地域、暮らし、イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

資料：環境省

資料) 環境省「令和6年度環境白書」

## ◆コラム「ウェルビーイング／高い生活の質」

「ウェルビーイング／高い生活の質」には、市場を通じた価値（賃金、GDP、金融資産等）と非市場価値（健康、快適さ、主観的幸福感等）の双方が含まれます。第六次環境基本計画は、「ウェルビーイング／高い生活の質」について、「市場価値と非市場価値の双方を引き上げていくような「新たな成長」を目指す」としています。

その実現のための重要な視点として、第六次環境基本計画は以下の6点を挙げています。

- [1] **ストック重視**：GDPに代表されるフローだけでなく、自然資本等のストックの充実が不可欠
- [2] **長期的視点重視**：企業にとって、目先だけでなく、長期的視点に立った投資も重要。将来世代への配慮を始めとした利他的な視点も必要
- [3] **本質的ニーズ重視**：企業が自らのシーズ（自社の持つ技術やノウハウ等）に過度にこだわることなく、将来のあるべき、ありたい姿を踏まえた現在及び将来の国民の本質的なニーズに対応していくことが必要
- [4] **無形資産重視**：物質的な豊かさのみならず、心の豊かさも重視。経済活動においても、量より質の向上、環境価値を含む無形資産を活用した高付加価値化の視点が重要
- [5] **コミュニティ重視**：ウェルビーイングの向上には社会関係資本（ソーシャルキャピタル）も重要であり、その基盤としてのコミュニティの充実が必要
- [6] **自立・分散型の追求**：東京一極集中、大規模集中型の経済社会システムから、自律分散型・水平分散型の国土構造、経済社会システムへの移行の視点が重要

図1-2-2 「ウェルビーイング／高い生活の質」を目的とした「新たな成長」のイメージ



資料：環境省

資料) 環境省「令和6年度環境白書」

## (2) 地球温暖化・気候変動

2015（平成 27）年にパリで開催された「第 21 回締約国会議（COP21）」において、気候変動抑制に関する国際的な協定である「パリ協定」が採択され、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効しました。これを受けて、日本では、**2021（令和 3）年 3 月に「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050 年までのカーボンニュートラルの実現が基本理念に明記**されました。

また、進行する地球温暖化にさらに適応するため、「気候変動適応法」が 2023（令和 5）年 4 月に改正されました。

### ◆コラム「気候変動適応法の改正」

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、2023（令和 5）年 4 月に「気候変動適応法」が改正されました。改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体の指定の制度等が追加されました。

#### 👍改正のポイント

- ①従来の熱中症対策行動計画を「熱中症対策実行計画」として法定の閣議決定計画に格上げ
- ②熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置付け、さらにより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、熱中症特別警戒情報を創設
- ③市町村長が冷房施設を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定
- ④市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定



資料）環境省「熱中症予防情報サイト」

### (3) 生物多様性

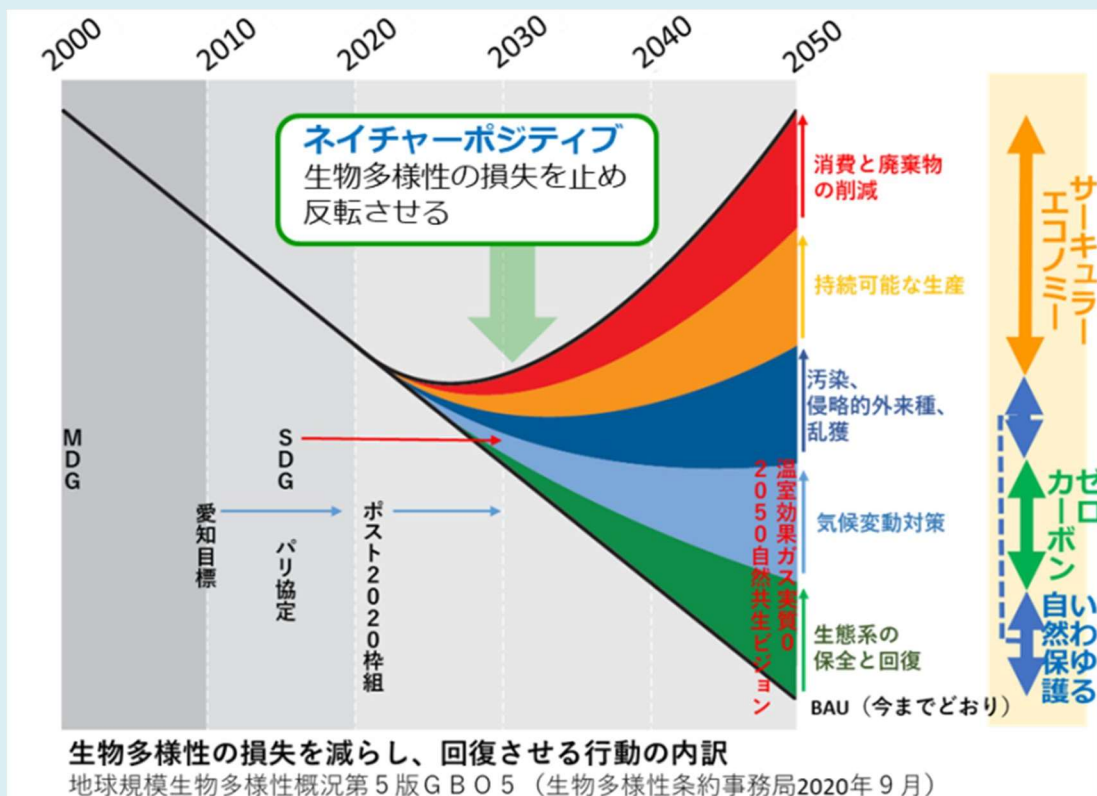
2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」において、2030年までの新たな目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これは、従来の生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる目標です。

枠組の中では、**2050年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するために、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」等がターゲット（行動目標）として位置付けられています。**30by30目標に関しては、COP15の前に開催されたG7サミット（2021（令和3）年）においても、各国が自国内の状況に応じて取り組むこと等が約束されました。

国は、「30by30目標」の達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の推進等を図るための「自然共生サイト」の認定制度を、2023（令和5）年度から開始しています。

#### ◆コラム「ネイチャーポジティブ」

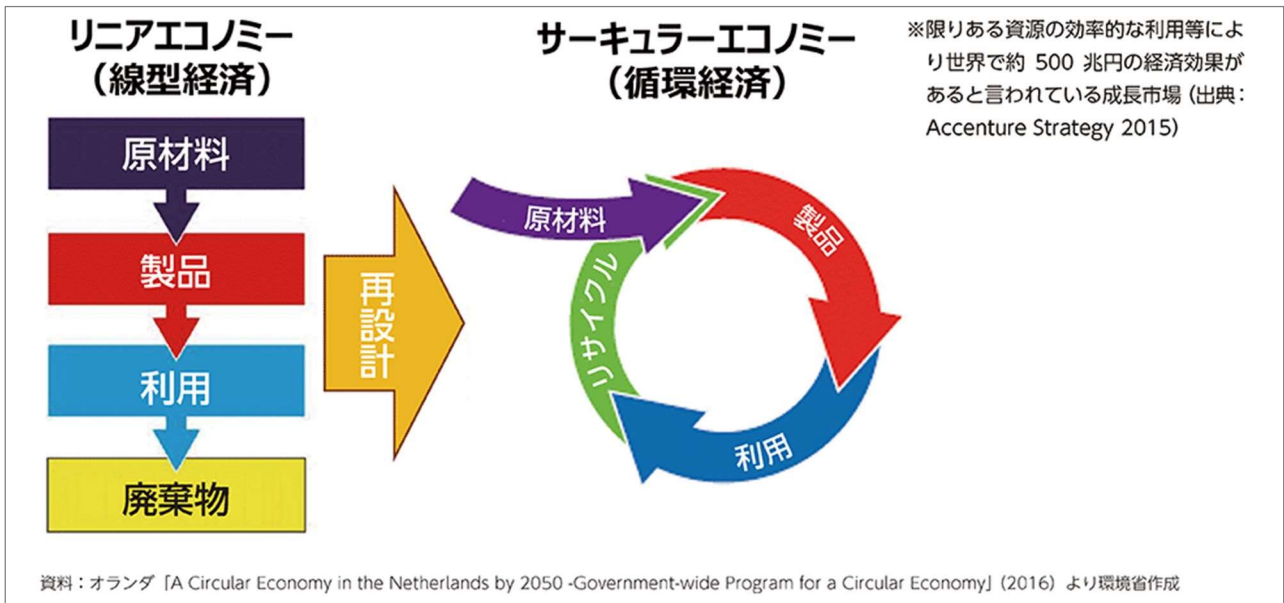
「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。昆明・モントリオール生物多様性枠組でも、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標として、2030年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが求められています。「30by30」は、2030年目標の1つで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。



資料) 環境省 HP

(4) 循環経済（サーキュラーエコノミー）

近年、資源の効率的な利用と廃棄物の最小化を目指す経済モデル「サーキュラーエコノミー（循環経済）」という考え方が注目されています。これは、従来のリニアエコノミー（線形経済）に対し、資源の投入量や消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、付加価値を生み出す、循環経済への移行を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めたものです。



資料) 環境省「令和 3 年度環境白書」

## 第2章 計画の目標

### 2-1 目指すべき環境像

私たちの先人たちは、自然からの貴重な恵みを受け取りながら、知恵を絞り、努力を重ねて今日の豊かな私たちのまち、薩摩川内市を築いてきました。

現代に生きる私たちは、先人たちが築いた自然の恵み豊かな環境を守っていくとともに、持続可能なまちで未来の世代に引き継ぐ責務を負っています。一方で、地球全体を俯瞰すると、地球温暖化の進行、生物多様性に迫る危機等、解決すべき課題が山積しています。

本市は、とても豊かな自然環境及び地域資源を有しています。また、豊かな自然を基盤とした農林水産業、製造業、エネルギー産業等も盛んです。本計画では、この自然の恵み豊かで活力あるまちを、後世に確実に託し伝えるために、市民・事業者・市の各主体がその責務を果たし目指すべき望ましい環境像として、**第1期計画で定めた基本理念となる環境像『自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内』を引き継ぎ、将来へとバトンをつなぐべく新たな環境像を掲げ、その達成を目指します。**

#### 【第1～2期における環境像】

自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内  
～ 恵み豊かなまちを未来に残すために ～



#### 【新たな環境像】

人と自然がつながり、持続可能な社会を紡ぐまち 薩摩川内

※この環境像を達成するための総合的な環境指標として「川や海、空気がきれいで、山や森が緑豊かなまちを目指して」を設定します。本指標は、各施策の環境指標の取組状況、市民意識等を総合的に勘案して達成度合いを評価します。



## 2-2 基本方針

本計画では、本市の地域特性、社会状況を踏まえ、5つの基本方針を設定し、環境像の達成を目指します。そのためには、**市民、事業者、関係する各種団体と連携し、基本方針達成のための施策を着実に推進**します。推進にあたっては、複数の課題を統合的に解決することや一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」を目指すSDGsの観点を取り入れます。

### 基本方針1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルのまちづくり～



地球温暖化はもはや疑いの余地はなく、地球全体で急激に進行しています。地球温暖化は二酸化炭素等の温室効果ガスの増大により引き起こされますが、私たちは、日常生活及び事業活動での燃料・電気等のエネルギー利用が温室効果ガスを排出し、直接的な影響を与えていることを認識しなければなりません。

私たちは、エネルギーの合理的な使用、省資源・省エネルギーに努める等、環境に配慮した取組を行うことで“脱炭素”を推進し、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネスモデルが確立した地球を大切にすカーボンニュートラルのまちづくりに取り組みます。

### 基本方針2 資源循環型社会の形成 ～資源を循環するまちづくり～



高度経済成長期において、私たちの享受してきたライフスタイルは、「大量生産、大量消費、大量廃棄」を前提とした、多くの資源を消費しごみとして排出するいわゆる“使い捨て文化”でした。また、ごみの散乱及び不法投棄も解決されたとは言い難い状況です。持続可能な社会の実現に向けては、限りある資源を無駄にすることなく、大切に使いつづけていかなければなりません。私たちはこのようなライフスタイルの転換を推進してきましたが、ごみの排出抑制及び資源化ははまだ十分ではなく、持続可能な社会の実現はまだ途上にあります。

私たちは、資源を大切にし、清潔な環境を保った循環型社会のまちづくりに取り組みます。

### 基本方針3 自然共生社会の実現 ～自然とふれあい共生するまちづくり～



私たち人間は、地球という環境における生物・生態系の一員です。生態系は全ての生物の生存の基盤となるものですが、近年、その生物多様性が損なわれはじめています。本市には、山、川、海、森林等と多様で恵み豊かな自然が存在していますが、自然は一度損なわれると元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識する必要があります。

私たちは、身近な自然環境を守りつつ適正な利用を図ることにより、より良い自然環境を未来に引き継ぐため、人と自然がふれあい共生できるまちづくりに取り組みます。

## 基本方針4 生活環境の保全 ～安全・安心で快適なまちづくり～



私たちが生活する環境、いわゆる生活環境は健全な日常生活、事業活動を行う上で良好な状態を維持していかなければなりません。近年、大気汚染や水質汚濁等の公害は減少傾向にありますが、なくなった訳ではありません。私たちには、空気がさわやかで、川や海の水もきれい、また、静穏であるような生活環境を保ち、後世により快適な環境を引き継いでいく責務があります。

私たちは、人の健康と生活環境はもとより健全な生態系が維持された清浄な環境で、かつ、安全・安心、快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

## 基本方針5 環境保全活動の推進 ～みんなで考え協働するまちづくり～



本市のみならず地球環境を保全していくためには、個人（市民）、事業者の個々の取組が大変重要です。そのためには、環境学習、環境保全活動等を通して身近な地域の環境を見つめ直し、様々な環境問題に対して理解を深めるとともに、自主的かつ積極的に行動する必要があります。

私たちは、市民・事業者・市（行政）の各主体が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協働する仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を未来へつなげるために、みんなが自分ごととして環境を考え行動するまちづくりに取り組みます。

## SDGs：持続可能な開発目標《Sustainable Development Goals》

2015（平成27）年9月の国連総会で、「SDGs」が採択されました。この目標は、「途上国の貧困」、「教育」、「保健」等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる「経済面」、「社会面」、「環境面」の課題の全てに幅広く対応し調和させるものであり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。



基本方針

1

## 脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルのまちづくり～

1-1 地球温暖化対策の推進

1-2 省エネの更なる推進

1-3 再生可能エネルギーの推進

1-4 移動手段の脱炭素化

基本方針

2

## 資源循環型社会の形成

～資源を循環するまちづくり～

2-1 ごみの適正処理、減量化と資源化

2-2 環境美化の推進

基本方針

3

## 自然共生社会の実現

～自然とふれあい共生するまちづくり～

3-1 自然との共生、ふれあいの推進

3-2 生物多様性の保全

3-3 森林・農地の保全

基本方針

4

## 生活環境の保全

～安全・安心で快適なまちづくり～

4-1 大気環境の保全

4-2 水環境の保全

4-3 安全・安心な環境づくり

4-4 風景・景観の保全

基本方針

5

## 環境保全活動の推進

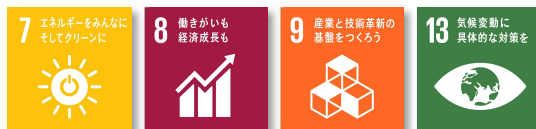
～みんなで考え協働するまちづくり～

5-1 環境教育・環境学習の充実

5-2 環境保全活動の推進

## 第3章 施策の展開

### 3-1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルのまちづくり～

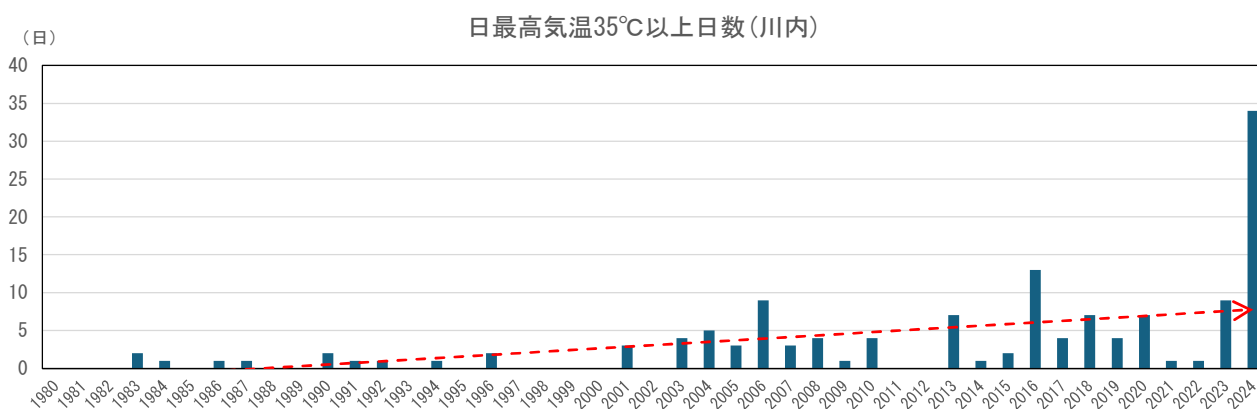
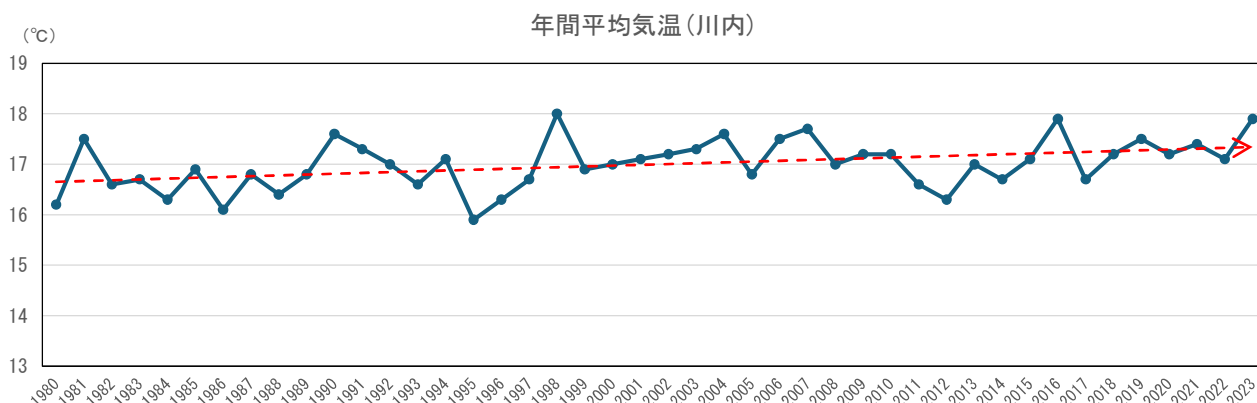


#### 3-1-1 地球温暖化対策の推進

##### (1) 現状と課題

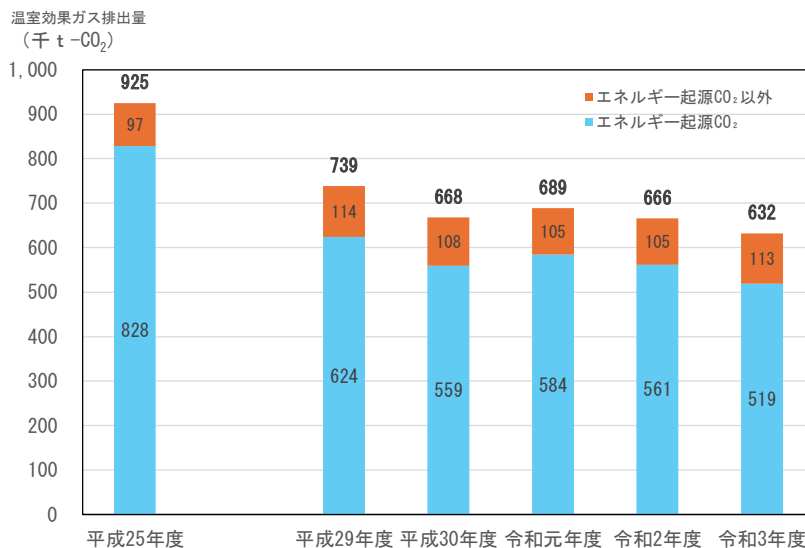
近年、日最高気温が35℃を超える猛暑日や、短期間に突発的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）が日本各地で観測されています。本市の気象観測結果をみると、年間平均気温は上昇傾向を示しており、また、日最高気温が35℃以上を観測した日数も増加傾向にあることから、本市においても地球温暖化の影響が発現しているものと考えられます。

一方で、本市の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度の925千トン进行ピークに2021（令和3）年度は632千トンと3割以上減少する等、概ね減少傾向となっていることから、これまでの取組に一定の効果があつたものと評価できます。



■ 薩摩川内市の年間平均気温と35℃以上の観測日数（川内地域気象観測所）

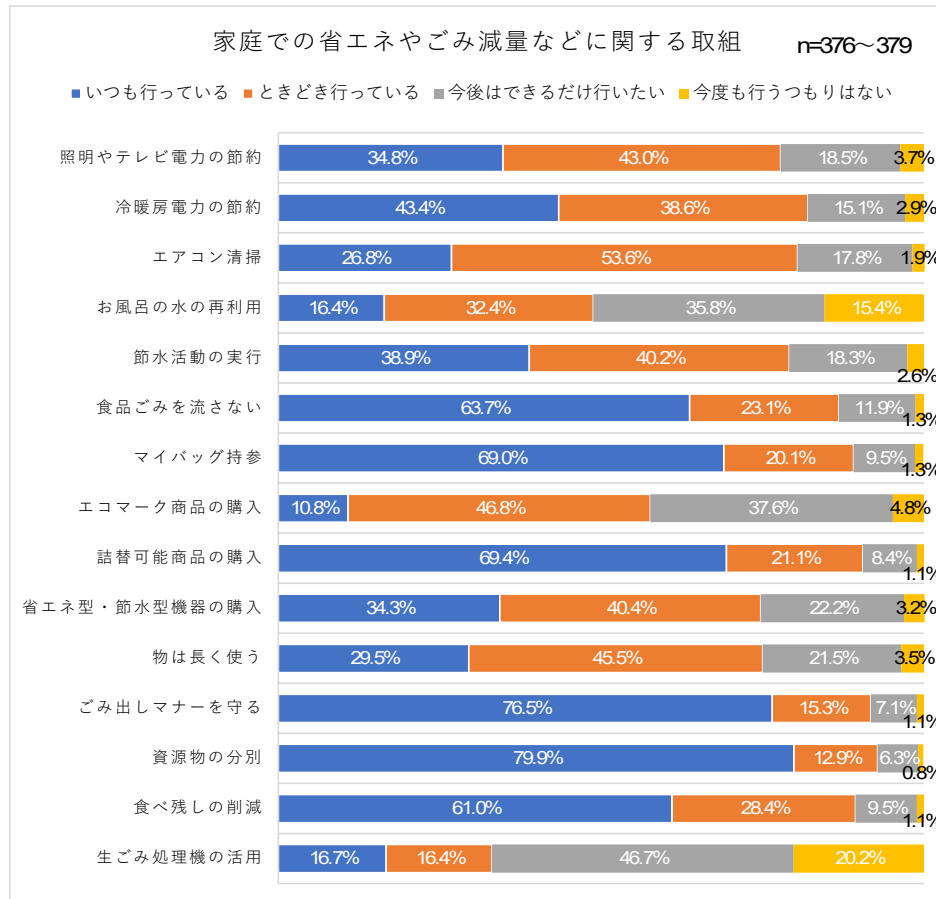
資料）気象庁



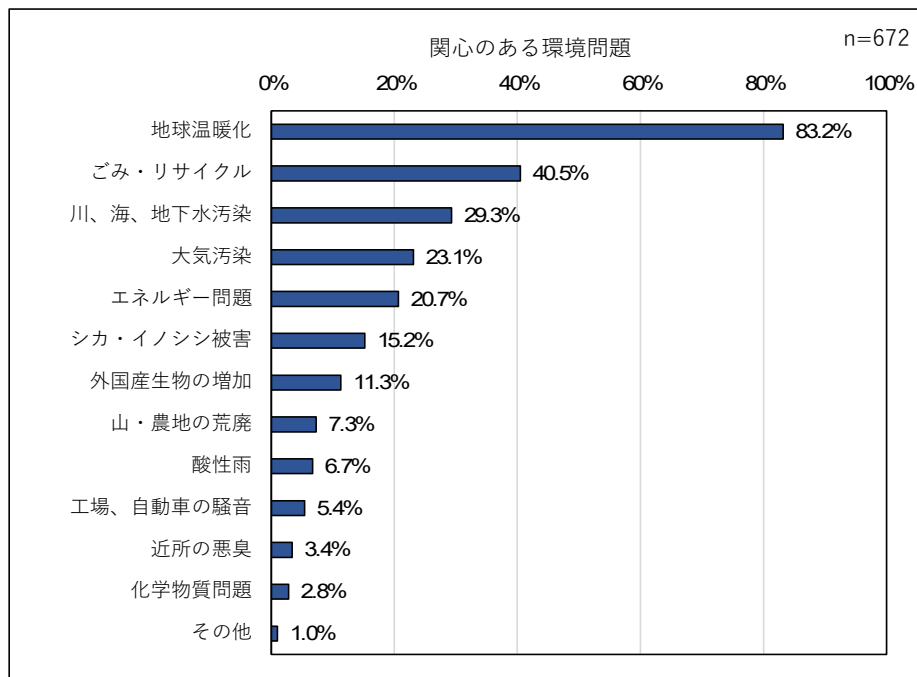
■ 薩摩川内市の温室効果ガス排出量

資料) 薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略 (2024 (令和6) 年3月)

市民・事業者への意識調査によると、多くの市民が「冷暖房の温度調整や使用時間短縮」、「エアコンフィルターのこまめな清掃」等の『省エネ』の取組を実践しています。住居に関しても「住宅の断熱化」、「深夜電力使用機器の導入」を積極的に導入する様子も伺えます。また、中学生に関しては、一番関心のある環境問題が地球温暖化となっています。このように年代を問わず地球温暖化への関心が高いことが伺えます。




■ 家庭での省エネやごみ減量等の取組 (2024 (令和6) 年市民意識調査)



■ 薩摩川内市の中学生の関心のある環境問題（2024（令和6）年中学生意識調査）

本市は、2021（令和3）年6月に「未来創生SDGsの推進」及び「カーボンニュートラル達成」に向けて取り組んでいく旨を宣言しました。地球温暖化の防止＝脱炭素に市民・事業者及び市が一丸となり取り組んできましたが、地球全体では温室効果ガス排出量が過去最多を更新する等（2023年度実績）、もはや待ったなしの状況であるといわざるを得ません。今後も、市民・事業者及び市が一体となった脱炭素の取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量削減を目指す必要があります。



## 薩摩川内市未来創生SDGs

### カーボンニュートラル宣言

---

美しい自然と、古い歴史を誇りとする薩摩川内市は、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの理念を理解し、共通目標としてその達成に向けた取組を推進することで、あらゆる人たちが活躍できる多様性と包摂性のある社会の実現や持続可能で魅力的なまちづくりを進めていくことを、宣言します。

---

- 1 SDGsにおける「誰一人取り残さない」との理念の下、経済・社会・環境の三側面における統合的な取組を、市民・事業者等と連携しながら推進することにより、持続可能で魅力的なまちづくりを目指します。
- 2 国際社会の一員として、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ薩摩川内」の実現に、市民や事業者等と一体となって取り組みます。

令和3年6月8日  
薩摩川内市長 田中 良二

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 温室効果ガス排出量の削減

- ・2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標は2013（平成25）年度比で46%以上の削減です。本市は目標の達成に向けて、市民・事業者との連携を強化し、総合的に地球温暖化防止施策を推進し、区域における温室効果ガス排出量の削減を目指します。

#### 【温室効果ガス排出量の削減目標】

2030年度までに、2013年度比で46%削減以上の高みを目指します。

部 門		2013年度 基準年度排出量	2030年度 目標年度排出量	2013年度比(削減量)
対策等による削減目標	産 業 部 門	246.9	132.6	▲46% (▲114.3)
	民生(業務)部門	225.6	110.9	▲51% (▲114.7)
	民生(家庭)部門	155.0	51.2	▲67% (▲103.8)
	運 輸 部 門	200.8	120.5	▲40% (▲80.3)
その他の分野		96.9	84.4	▲13% (▲12.5)
合 計		925.3	499.7	▲46% (▲425.6)

資料) 薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略

#### ② 市の事務事業における取組

- ・「環境保全率先行動計画」に基づき、徹底的なエネルギー管理、機器等の効率的運用による省エネ行動（ソフト面）の実践、施設・設備（ハード面）の省エネ化及びエネルギー使用量の削減に取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減します。
- ・取組状況は、定期的（毎年度）に市ホームページで公開し、市民・事業者による点検・評価を受けることで取組を見える化します。

#### ■ 市の事務事業における温室効果ガス排出量等

区 分	平成25年度【基準年度】		令和4年度実績		
	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標 (%)	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)	
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	35,186,470	-46.0	23,285,687	-33.8	
内 訳	エネルギー起源 二酸化炭素	22,537,315	-61.2	10,759,452	-52.3
	非エネルギー起源 二酸化炭素	11,569,081	-20.0	11,464,119	-0.9
	その他(メタン、 一酸化二窒素等)	1,080,074	-8.0	1,062,116	-1.7

2022（令和4）年度に基準年度比（2013(平成25)年度比）で33.8%の温室効果ガス排出量を削減  
※目標は2025（令和7）年度に-46.0%

- ・市の率先行動が市民・事業者の理解と行動変容につながるよう積極的に情報発信していきます。
- ・市民の理解と協力を得ながら、公共施設の省エネに取り組むとともに、再エネ設備の導入に向けた検討を進めます。

- ・ごみ処理施設に関連する二酸化炭素（温室効果ガス）の排出量を削減するため、施設の適切な運転・維持管理、設備の適切な補修・更新を行います。

③ 脱炭素ライフスタイルの推進

- ・地球温暖化対策に関する情報について、薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略等の関連計画を公表する等、広く情報を提供し、取組の必要性、重要性を普及啓発します。



## 薩摩川内市 カーボンニュートラル 地域戦略【概要版】

令和6年3月 薩摩川内市



- ・市民・事業者が、自宅や事業所で手軽に実践できる地球温暖化対策の取組、温室効果ガス削減のためのライフスタイルの転換及び事業活動の行動変容を促進するための情報を、市ホームページ等で公開し、普及啓発します。

私たちにできること ～二酸化炭素の排出量を減らすための「6つのアクション」～	
<b>Act. 1 温度調節で減らそう</b> 冷房の設定温度は 28°C、暖房時の室温は 20°Cにしよう	<b>Act. 4 商品の選び方で減らそう</b> エコ製品を選んで買おう
<b>Act. 2 水道の使い方で減らそう</b> 蛇口はこまめに閉めよう	<b>Act. 5 買い物とごみで減らそう</b> 過剰包装を断ろう
<b>Act. 3 自動車の使い方で減らそう</b> エコドライブをしよう	<b>Act. 6 電気の使い方で減らそう</b> コンセントからこまめに抜こう

- ・市内における SDGs 及びカーボンニュートラルの取組の活性化を図るため、市 SDGs・カーボンニュートラル登録制度\*（通称：「薩摩川内 SDGs チャレンジパートナー制度」）を推進します。

※SDGs 及びカーボンニュートラルの達成に向けて積極的に取り組む市内企業・団体等を登録し、「見える化」することで取組を活性化させることを目的とした制度

- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動『デコ活』を広く周知します。



資料) 環境省「デコ活 HP」



### デコ活の主な取組内容

テレワーク等の働き方、暮らし方での後押し	デジタルも駆使して、多様で快適な働き方、暮らし方を後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーション等）
豊かな暮らしを支える製品・サービスで後押し	脱炭素につながる新たな暮らしを支える製品・サービスを提供・提案
インセンティブや情報発信を通じた行動変容の後押し	インセンティブや効果的な情報発信（気づき、ナッジ）を通じた行動変容の後押し（消費者からの発信も含め）
地域独自の暮らし方での後押し	地域独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案・支援

- ・市職員においては、省エネの一環として取り組んできたクールビズをステップアップし、2024（令和6）年4月1日から本格運用しているノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）に、今後も継続して取り組みます。
- ・地球温暖化防止に関する取組への関心を深めるために「エコライフ・チェックシート」を作成・公開し、市民・事業者に積極的な活用を働きかけます。
- ・鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネ・脱炭素に関するセミナー、シンポジウムの情報を市民・事業者に紹介します。

#### ④ 快適な都市環境の構築

- ・地域住民の協力のもと、市街地に残る良好な都市の緑地として公園、街路樹の適正な維持管理に取り組みます。
- ・市民・事業者と一体となった市街地の緑地の創出、緑化及び美化に取り組むとともに、市民・事業者による花壇の整備や環境美化活動等の自主的な活動を支援します。
- ・都市景観の軸を形成する自然空間（自然の豊かさが感じられる河川・水辺、社寺林の景観等）の確保を推進します。
- ・創エネ・蓄エネ・省エネ等、エネルギーの使い方にも配慮した生活様式の確立を目指します。
- ・うちエコ診断、環境家計簿、グリーン日記、九州エコファミリー応援アプリ“エコふぁみ”等、脱炭素に向けた取組に関する情報提供を行います。
- ・気候変動への「適応策」の推進に向けた方向性を検討するための情報を収集し、併せて市民・事業者これらの情報を周知します。
- ・熱中症対策として、地区コミュニティセンター等に「涼みスポット」を開設します。
- ・本市に「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には、危険な暑さから避難できる場所として「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を市内公共施設等に開設します。
- ・地域の脱炭素化と産業競争力の向上の両立を目指し、クリーンエネルギーへの転換により経済システムの改革を図る取組（グリーントランスフォーメーション（GX））を事業者等と連携して推進します。

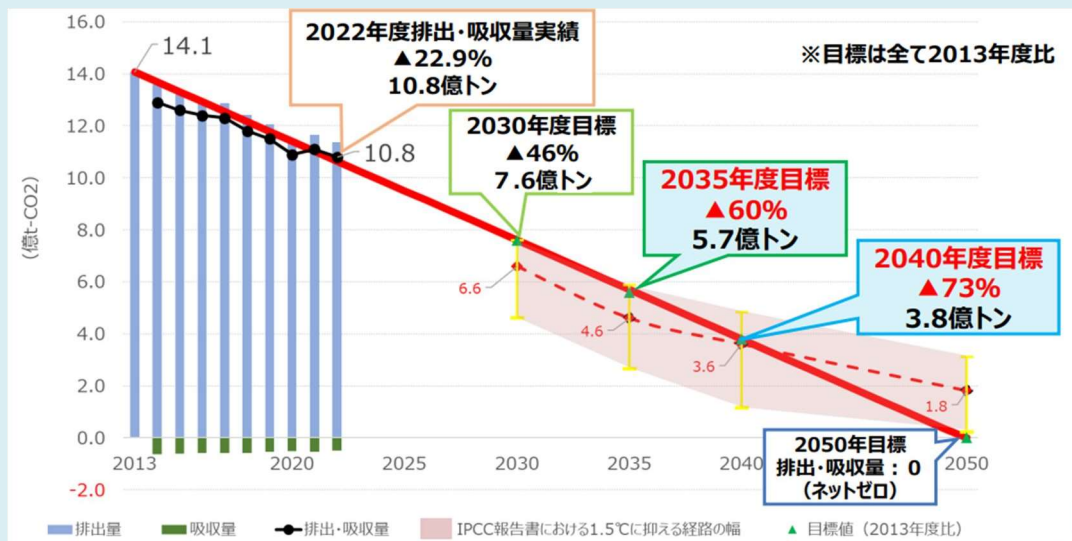
【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化の問題について、家庭で話をしてみましょう。</li> <li>環境家計簿、エコライフ・チェックシートを利用して、ライフスタイルの見直しに取り組みましょう。</li> <li>太陽光等の次世代エネルギーの利用、環境にやさしい商品の購入に努めましょう。</li> <li>冷蔵庫、エアコン等を廃棄するときは、ルールを守りましょう。</li> <li>緑を大切にし、庭等の緑化に努めましょう。</li> <li>地域の美しい景観を保全する等、よりよい地域づくりを心がけましょう。</li> <li>地域の緑化活動等には積極的に参加しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化の問題について関心を持ち、理解を深めましょう。</li> <li>環境にやさしい物品の購入に努めましょう。</li> <li>クールビズ、ウォームビズを推進しましょう。</li> <li>エネルギーを合理的に使用し、温室効果ガス排出量を削減しましょう。</li> <li>設備機器等は適切に維持管理を行い、温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。</li> <li>緑を大切にし、事業所内の緑化に努めましょう。</li> <li>地域の緑化活動等には積極的に参加しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
温室効果ガス排出量削減率 ※2013 年比	29%	46%	46%以上

◆コラム「地球温暖化対策計画」

2025（令和 7）年 2 月 18 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、1.5℃目標に総合的に野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すとされています。



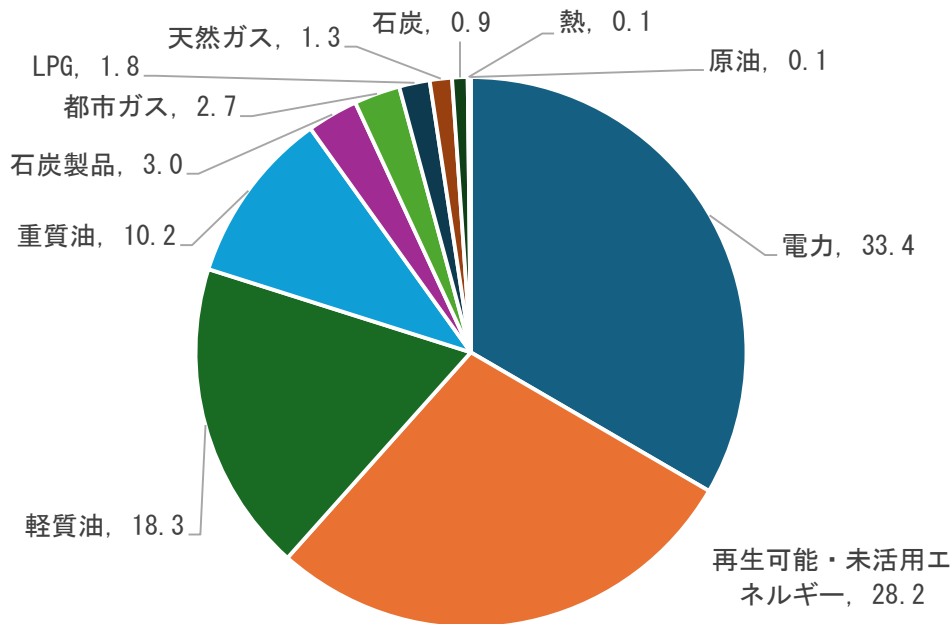
資料) 環境省「地球温暖化対策計画」

### 3-1-2 省エネの更なる推進

#### (1) 現状と課題

これまでは、資源の枯渇という観点から省エネが推進されてきました。今後は、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素を推進するという観点からも着実に省エネを実行していく必要があります。

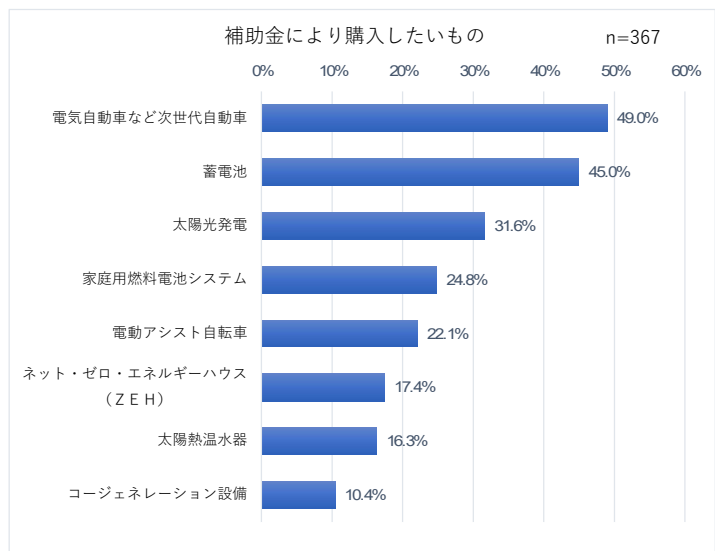
本市におけるエネルギー起源のエネルギー消費量は 13,442.8TJ で、電力が占める割合が最も高くなっています (4,493.3TJ、33.4%)。特に家庭部門では、エネルギー消費の 8 割以上が電力でエアコン、冷蔵庫等の家電製品の使用によるものと考えられます。



■ 薩摩川内市のエネルギー種別毎のエネルギー消費量割合 (%)

資料) 薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略 (2024 (令和 6) 年 3 月)

市民・事業者への意識調査によると、多くの市民が「冷暖房の温度調整や使用時間短縮」、「エアコンフィルターのこまめな清掃」等の『省エネ』の取組を実践しています。また、住居に関しても「住宅の断熱化」、「深夜電力使用機器の導入」を積極的に導入する様子も伺えます。事業所においても、「優先して省エネ型の機器を購入する」、「電気や燃料等のエネルギー使用量を管理している」、「こまめな消灯、昼休みの消灯」の比率が高くなっています。このように、市民、事業者を問わずできる範囲で『省エネ』の取組が進められている様子が伺えます。



■ 補助金により購入したいもの (2024(令和 6)年市民意識調査)

なお、補助金等の支援があった場合に「電気自動車等の次世代自動車」、「蓄電池」、「太陽光発電」等を購入したいと考えている市民の比率が高くなっています。

省エネの取組を実践しやすくするためには、その効果を数値化する、見える化する等、省エネ効果を実感できることが重要です。今後は、省エネの取組を促進するため省エネ設備・機器の導入に係るノウハウをはじめとする情報の不足やコストパフォーマンス等の課題の解決に向けた情報提供及び支援のありかたを検討する必要があります。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 省エネの取組の推進

- ・家庭及び事業所における省エネの取組が自発的に進むよう普及啓発します。
- ・省エネに配慮した事業活動が進むよう事業者への助言及び情報提供並びに関係機関等とのマッチングを支援します。
- ・市民・事業者向けに「HEMS (Home Energy Management System)」、「BEMS (Building Energy Management System)」、「FEMS (Factory Energy Management System)」の技術を紹介し、普及を推進します。
- ・事業所における省エネ設備の導入・更新による既存建築物の省エネ化の促進及び省エネ診断の受診に係る情報提供を行います。
- ・市民・事業者向けに「ZEH (Net Zero Energy House)」、「ZEB (Net Zero Energy Building)」の情報を提供し、導入を推進します。

エコライフ (低炭素なライフスタイル転換) にチャレンジしよう!

対象	分野	対策	実践日	達成した項目に○
室内	断熱・断熱など	窓に空気層のある断熱シートを貼る。 部屋の外によし草、グリーンカーテンを設置する。 お風呂の残り湯などで雑巾を打ち水する。 床に断熱シートを敷く。		
	冷暖房	省エネ機器にサーキュレーターなどを活用し、空気を循環させ効果よく暖房する。 冷暖房時にカーテンやブラインドを閉める。 冷暖房時に窓がひっしりの状態を避ける。 エアコンのフィルターを月に1、2回掃除する。 冷暖房使用時に部屋のドアや扉を締め切る。 冷暖房使用時の室温を28℃にする。 夏期にはうちわ、扇子や扇風機を活用する。 洗濯機使用時の室温を20℃にする。 冬期には重ね着、湯たんぽ、ひざかけなどを活用する。 冬期にはこたつや電気カーペットなど効率的な部分断熱を認める。		
照明	照明	照明を使う時間を可能な限り短くする。		
	テレビ	テレビを待機時間を少なくする。(つけっぱなしにせず、待機モードにするなど)		
台所	保温	電気ポットや炊飯ジャーの保温をやめる。		
	調理	短時間レンジにより調理時間を短くしたり、エコクッキングをする。		
洗濯	洗濯機	洗濯機を壁から適切な距離を離し、裏や上にものを置かない。 洗濯機の温度設定を温から中にする。 洗濯機を乾燥し、開ける時間を短くする。		
	乾燥	洗濯機で乾燥し、開ける時間を短くする。		
洗面	洗面	洗面水を出しっぱなしにしない。		
お風呂	お風呂	家族が脱ぎ入り、風呂の湯い抜きをしない。		
トイレ	便座	便座便の温度設定を下げ、暖かいときには保温便座のふたを閉める。		
服装	服装	クールビズ：オフィスではジャケットを脱ぎ、ネクタイを外すなど軽装にする。 ウォームビズ：セーター、スカーフ、保温性の優れた機能性素材の下着を活用する。		
その他	待機電力	電気機器は使い終わったらプラグを抜くか電源を切り、待機電力を減らす。		

※ 季節によって実践できる対策は異なります。 ○の数を



■ 照会先は 市民福祉部環境課生活環境課グループ

### ■ エコライフ・チェックシート (薩摩川内市)

#### ② 省エネ機器の普及の推進

- ・市民・事業者向けに温室効果ガス削減のための省エネ設備・機器の情報を提供し、導入を推進します。

- ・家庭及び事業所におけるエネルギー使用効率の向上を図るため、エネルギーの使用状況を見える化する EMS (Energy Management System) 等の普及を促進します。
- ・事業所における ESCO 事業 (Energy Service Company) の活用等による省エネ設備の導入を促進します。
- ・公共施設における省エネ設備・機器の導入を推進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ・市の公用車への低公害車等の導入を進めるとともに、市民・事業者に対し導入を推進します。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・早寝早起き型の生活をしてみましょう。</li> <li>・不要な照明は、こまめに消して節電を心がけましょう。</li> <li>・使わない電化製品は主電源を切り、長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。</li> <li>・冷暖房機器の設定温度は、冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安としましょう。</li> <li>・家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房、照明の利用を減らしましょう。</li> <li>・電化製品等を購入するときは、省エネ型や節水型の製品を選びましょう。</li> <li>・住宅への HEMS の導入と、新築・改築の際は ZEH を検討しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房機器の設定温度は、冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とし、使用時間を適切に管理しましょう。</li> <li>・照明、O A 機器等の節電を励行し、省エネに努めましょう。</li> <li>・自然光を取り入れ、昼休み時の消灯等により、照明の効率化に努めましょう。</li> <li>・製造設備・空調設備等の導入・更新の際は、省エネ型の製品を選びましょう。</li> <li>・省エネナビ、BEMS、FEMS の導入と、新築・改築の際は ZEB を検討しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
家庭生活での省エネ活動の実施割合	78%	80%以上	82%以上
ZEH (新築) 導入件数 (累計)	98 件	196 件	278 件

**省エネ性能**

★ ★ ★ ★ ☆ 4.2

省エネ基準達成率 112% 年間消費電力量 249 kWh/年

省エネ性能ラベル  
省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度を表示。

多段階評価点  
市場における製品の省エネ性能の高い順に 5.0～1.0までの41段階で表示(多段階評価点)。  
★(星マーク)は多段階評価点に応じて表しています。

★★★★★5.0	★★★☆☆2.5～2.9
★★★★☆4.5～4.9	★★☆☆☆2.0～2.4
★★★☆☆4.0～4.4	★☆☆☆☆1.5～1.9
★★★☆☆3.5～3.9	★☆☆☆☆1.0～1.4
★★★☆☆3.0～3.4	

省エネ性能ラベル  
省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度を表示。

年間の目安電気料金  
エネルギー消費効率(年間消費電力量等)をわかりやすく表示するために年間の目安電気料金で表示。

6,720 円

資料) 統一省エネラベル (環境省 H P)

### 3-1-3 再生可能エネルギーの推進

#### (1) 現状と課題

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギー（再エネ；次世代エネルギー）、省エネ等への国民的関心が高まり、市民レベルでも次世代エネルギーの導入、節電等への積極的な取組が活発化しているなか、本市では、2017（平成29）年3月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を策定し、この動きを支援する環境づくりを進めてきました。また、2020（令和2）年10月に国は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すべく、2050年カーボンニュートラルを宣言したことで、再エネに対する市民の関心は増々高まっています。

このような中、本市では、公共施設への太陽光発電設備の導入及び住宅用太陽光発電設備の導入補助等の支援を行ってきました。また、市内各所に太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再エネ設備が事業者により整備されています。

#### ◆コラム「次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」

本市に立地する基幹電源施設（原子力発電、火力発電、内燃力発電）の総出力は293万kWに上り、九州地域の市民生活や経済活動に必要な電力の供給において重要な役割を果たしています。

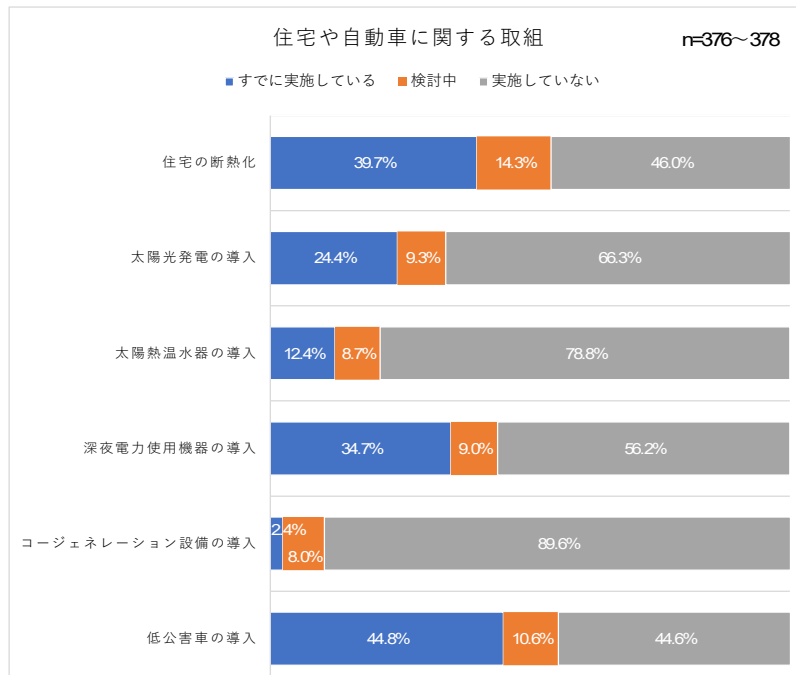
近年は、大型の太陽光発電所、風力発電所及びバイオマス発電所の立地が続いており、これら次世代エネルギー発電施設の集積は、「エネルギーのまち」としての本市の特徴に新たな一面を加えようとしています。

本市は、再生可能エネルギーを中心とした付加価値の高い新産業の創出による企業間の連携と地域産業の活性化を図り、若年層の市内雇用や定住を促進しています。これは、「エネルギーのまち」としての本市における構造的課題を解決する1つの方策と位置付けることができます。

本市は、こうした取組を構成する3つの要素、再生可能エネルギーの導入拡大による「エネルギー構造転換」、これを通じた持続可能な「産業構造への転換」、そしてこれら全ての取組の共通基盤となる「市民理解の向上」に着目しました。これらを一体的に捉え、好循環による持続可能な地域づくりに向けたビジョン「次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を2017（平成29）～2024（令和6）年度を対象期間として取組を進めてきたところです。



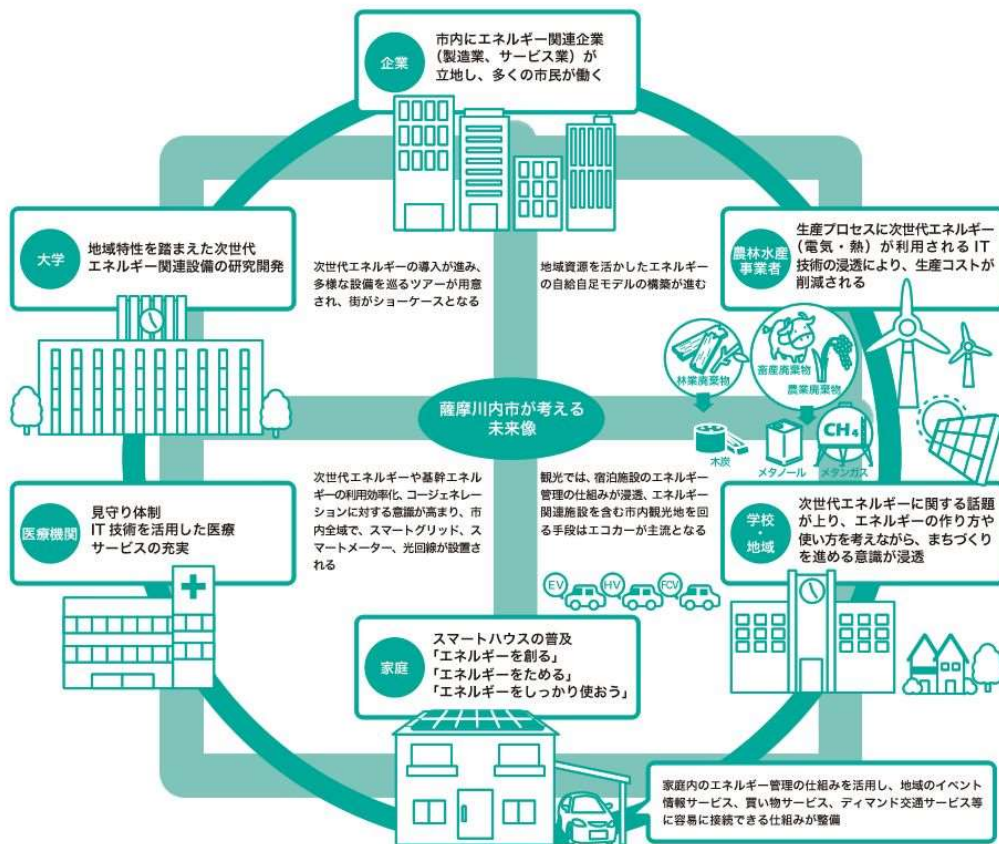
市民・事業者への意識調査によると、太陽光等発電を導入している市民の割合が約24%と前回調査時（2020（令和2）年）より8ポイント増加しています。また、補助金等の支援があった場合に「電気自動車等の次世代自動車」、「蓄電池」、「太陽光発電」等を購入したいと考えている市民の比率が高くなっており、市民・事業者への再エネの普及啓発は着実に進んでいます。



■ 省エネ設備・機器導入の取組（2024（令和6）年市民意識調査）

今後は、再エネの更なる効果的な普及のための補助制度のあり方の検討並びに「市民生活」、「事業活動」及び「都市基盤整備」に基づく再エネ推進事業を展開していく必要があります。

### 薩摩川内市が考える エネルギー社会の未来像



資料) 薩摩川内市「次世代エネルギーウェブサイト」

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 再エネの導入

- ・公共施設の整備に際しては、再エネ設備の導入を進めます。
- ・市民向けに再生可能エネルギーの導入に必要な支援の検討並びに PPA 事業（Power Purchase Agreement（電力購入契約））及び V2H 設備（Vehicle to Home；車から家へ）の設置を促進するための情報提供を行うとともに、関連イベント等の開催を支援します。
- ・エネルギーの使い方に着目した高齢者等の見守りサービス等、エネルギーの賢い使い方を広く周知します。
- ・市民と地域の交流を促す ICT を活用したスマートタウンの実現を目指し、積極的に情報提供します。



総合運動公園太陽光発電設備



AI TOWN 天辰は、21 世紀の低炭素社会に向けた新しいタウンを整備し、再生可能エネルギーを活用したゼロエネルギーハウス、防災設備（見守りカメラ、かまどベンチ、蓄電池）及び光ボックスを活用した地域ポータルサイト等を整備し、エネルギーの賢い使い方のモデルとなっています。

資料) AI TOWN 天辰 HP

- ・エネルギーの使い方に配慮した生活様式の確立及びエネルギーに関する市民意識の向上を目指し、関連イベントへの出店、出前授業の実施等を普及啓発します。
- ・再生可能エネルギー利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化（蓄電システム、ZEH 住宅等）を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

#### ② 産業活動の向上

- ・次世代エネルギーの効果的な導入に関する技術研究、立地環境等を踏まえたエネルギーの使い方に関する仕組みづくりを推進します。

- ・次世代エネルギーを活用した地域型産業の振興、農林水産力の向上、エネルギー施設と観光名所をセットで巡る観光プラン等の育成と展開を推進します。
- ・PPA 事業の促進に向けた情報提供と、導入に必要な支援の検討を行うとともに、県等が実施する補助制度の情報提供を行います。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代エネルギーに関する理解を深めましょう。</li> <li>・再生可能エネルギーを積極的に導入しましょう。</li> <li>・省エネ、蓄エネ、創エネに関する意識を高めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代エネルギーに関する理解を深めましょう。</li> <li>・再生可能エネルギーを積極的に導入し、導入事例をPRしましょう。</li> <li>・エネルギー消費を用途別に把握し、エネルギー管理・エネルギーマネジメントを行いましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
太陽光発電を導入している市民の割合	24 %	32 %	40 %
市域における再生可能エネルギー導入量	204,223 kW	320,000kW	400,000kW

第三者所有：PPA

オンサイトPPA

公共施設の屋根や公有地に事業者(第三者)<sup>※1</sup>が太陽光発電設備を設置し、自治体は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を一般の電力系統を介さず直接使用するもの。電力購入契約を締結することからPPA(Power Purchase Agreement：電力購入契約)と呼ばれる。

**メリット**：初期費用、メンテナンス費用等は電気代として支払うため、予算措置が不要。また、送電コスト等が不要のためオフサイトPPAに比べて低額になる可能性がある。災害時などの非常時に電源として活用可能。

**デメリット**：事業者が採算性を確保するため、使用電力量や設置面積に一定の条件が求められる。

※1：施設所有者及び電力需要家とは異なる、太陽光発電事業を行う事業者



オフサイトPPA

公共施設の屋根や公有地に事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を一般の電力系統<sup>※2</sup>などを介して、他の公共施設に送電<sup>※3</sup>する。自治体は使用量に応じた電気料金を支払い、送電先の施設で電力を使用<sup>※4</sup>する。

**メリット**：初期費用、メンテナンス費用等は電気代として支払うため、予算措置が不要。電力消費量の少ない施設や遊休地に太陽光発電設備導入ができる。

**デメリット**：送電コスト等がかかるためオンサイトPPAと比べると高額になる可能性がある。災害時などの非常時に電源として活用難。

※2：電力を供給するための、発電・変電・送電・配電を統合した電力システムのこと

※3：送電方法としては、自営線の敷設、小売電気事業者経由、自己託送等がある

※4：送配電事業者、小売電気事業者等に協力を依頼する必要がある

【オフサイトPPAの詳細についてはこちらの資料をご参照ください (<https://www.env.go.jp/earth/off-site%20corporate.pdf>)】



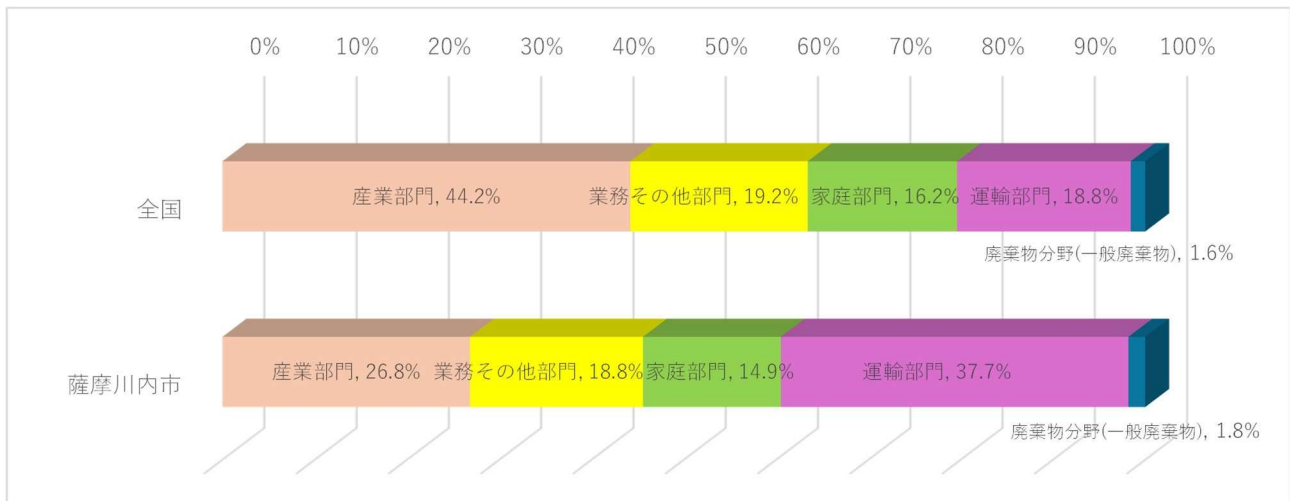
資料) 第三者所有：PPAについて (環境省HP)、<https://www.env.go.jp/content/000118595.pdf>

### 3-1-4 移動手段の脱炭素化

#### (1) 現状と課題

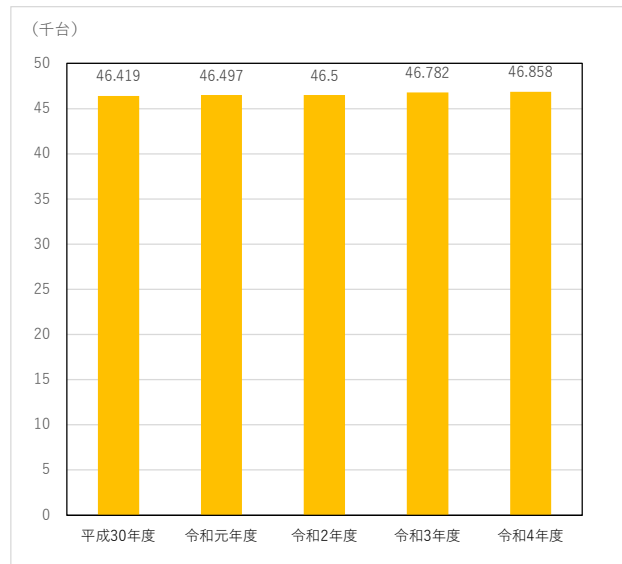
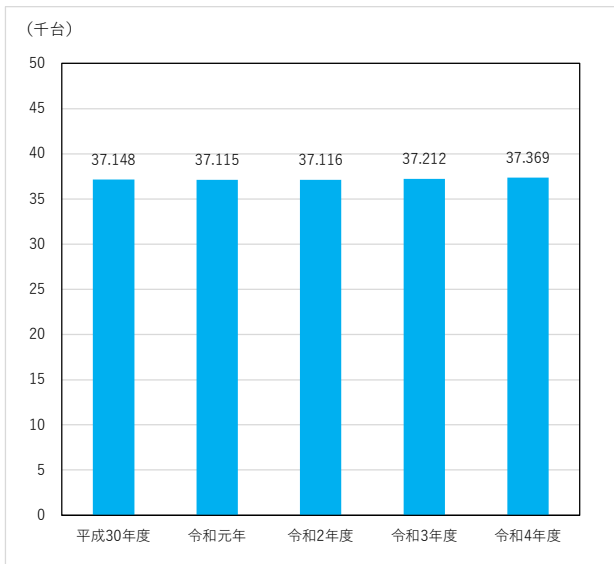
本市の温室効果ガス排出量の内訳をみると、全国と比べて運輸部門からの割合が大きいことが特徴であり、自動車への依存が大きいことが伺えます。

本市は公共交通網が十分に整備されている地域ではなく、多くの市民が移動手段を自動車に依存しており、自動車の普及状況も年々微増傾向にあります。



■ 2021 (令和3)年 温室効果ガス排出量の割合 (エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)

資料) 自治体排出量カルテ (環境省)



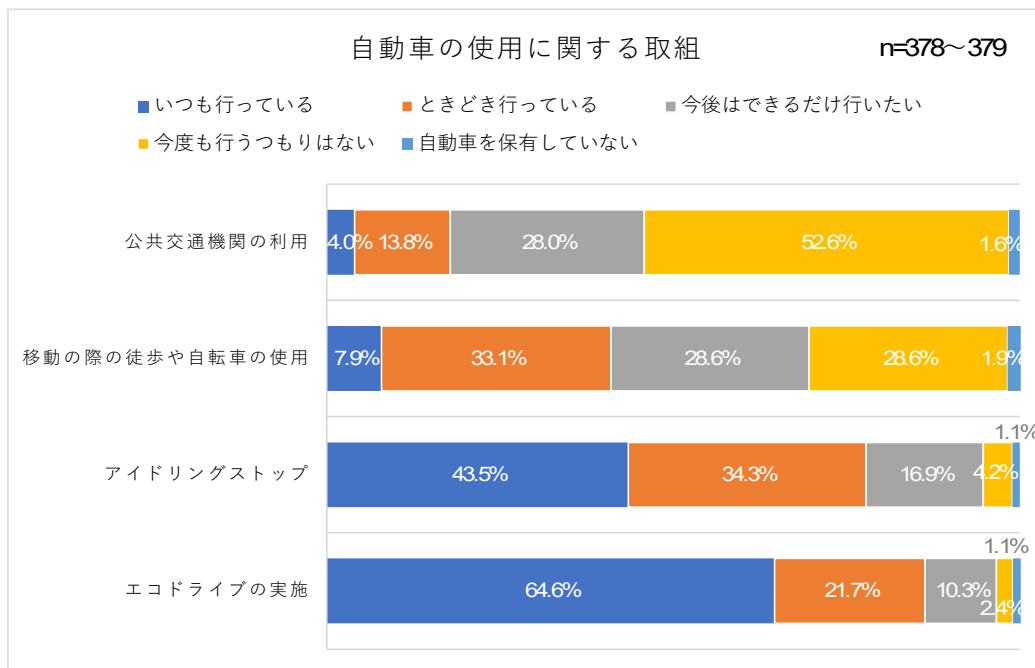
■ 自動車の普及状況 (左：自動車、右：軽自動車)

注1. 自動車保有台数：乗用、乗合用、貨物用、特種(殊)用の合計

2. 軽自動車登録台数：乗用、自家用貨物、営業用貨物の合計

資料) 統計さつまませんだい

市民・事業者への意識調査によると、市民の半数近くが既に低公害車を導入しており、前回の約30%より10ポイント以上、上回っています。また、市民による自動車の利用に際しては、エコドライブの実施率が6割以上となっており、エコドライブが十分に浸透していることが分かります。



■ 自動車の使用に関する取組（2024（令和6）年市民意識調査）

自動車等の運輸部門から排出される温室効果ガスの抑制に向けて、各種の取組を着実に進めることが必要です。将来的な人口減少、少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、交通インフラの整備による交通の円滑化、市民の利便性を加味した交通手段等、脱炭素に資する移動手段の整備に取り組む必要があります。

## （2）施策の展開

### 【市の施策】





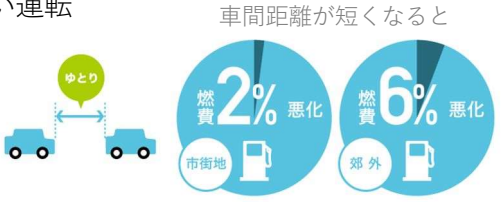
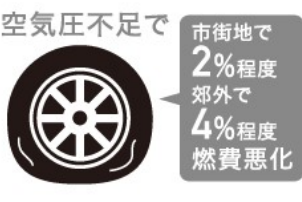



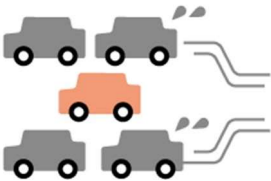
#### ① 自動車の適正使用

- ・市民・事業者に対して低公害車等に関する普及啓発を行うとともに、市の公用車の更新時には、低公害車等への切り替えを促進します。
- ・薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略に関連する講習会等において、市民・事業者に対してエコドライブを紹介し、普及啓発します。
- ・県が実施する「通勤手段をできる範囲で車からバス等の公共交通機関、自転車等に変えてみる（エコ通勤）」を周知するとともに、買い物等の身近なところへの移動手段として自転車利用を推奨します。
- ・環境にやさしい「ライドシェア（複数同乗）」、「アイドリング・ストップ」等、「エコドライブ」を普及啓発します。



市の公用車への電気自動車導入

【◆コラム「エコドライブ10のすすめ」】

<p>ポイント1</p> <p>自分の燃費を把握しよう</p> 	<p>ポイント6</p> <p>ムダなアイドリングはやめよう</p> 
<p>ポイント2</p> <p>ふんわりアクセル「eスタート」</p> 	<p>ポイント7</p> <p>渋滞を避け、余裕をもって出発しよう</p> 
<p>ポイント3</p> <p>車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転</p> 	<p>ポイント8</p> <p>タイヤの空気圧から始める点検・整備</p> 
<p>ポイント4</p> <p>減速時は早めにアクセルを離そう</p> 	<p>ポイント9</p> <p>不要な荷物はおろそう</p> 
<p>ポイント5</p> <p>エアコンの使用は適切に</p> 	<p>ポイント10</p> <p>走行の妨げとなる駐車はやめよう</p> 

資料) 環境省 HP、<https://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.html>

② 快適な交通環境の形成等

- ・自動車通勤と公共交通機関の利用を有機的に連絡するパークアンドライドを推進します。
- ・電気自動車の導入、シームレスな公共交通サービスの提供等、市民と地域の交流を促すスマートアクセスの実現及び観光資源を活かした観光産業の振興を通じて地域住民と観光客の交流を促進する移動・アクセス環境づくりを目指します。

- ・電気自動車充電インフラの整備等、地域交通のグリーン化を推進します。
- ・地域の実情に応じて、コミュニティバスからデマンド交通への転換及び自家用有償旅客運送の導入を検討します。
- ・地域公共交通に関する情報提供の改善・充実を図るため、MaaS（Mobility as a Service）等のデジタル技術の導入を促進します。
- ・自転車等の安全性及び利便性の向上を図るため、歩道、自転車通行空間等の整備を推進します。
- ・県、株式会社薩摩川内市観光物産協会等と連携し、本市の自然・食等豊かな地域資源を生かしたサイクルツーリズムの魅力を発信します。

### ③ 物流の脱炭素化

- ・共同輸送、物流システムの情報化等による流通・物流の効率化を事業者に促します。
- ・通信販売及び電子商取引の普及に伴う宅配便の取扱い並びに不在等の再配達を減らすため、宅配ボックス・ロッカーの設置、置き配等を促進します。

#### 【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所に出かける際には、徒歩や自転車で行きましょう。</li> <li>・通勤、買い物等には、できるだけ公共交通又は自転車を利用しましょう。</li> <li>・アイドリング・ストップの励行、急発進をしない等のエコドライブを心がけましょう。</li> <li>・自動車を購入する際には、低公害車を選びましょう。</li> <li>・エコドライブ実践ツールで燃費を把握・管理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の輸送手段に、共同輸送及び公共交通機関の利用等、効率的かつ合理的な輸送システムを採用しましょう。</li> <li>・自動車を購入する際には、低公害車を積極的に導入しましょう。</li> <li>・自動車は定期的に点検・整備しましょう。</li> <li>・アイドリング・ストップの励行、急発進をしない等のエコドライブに取り組みましょう。</li> <li>・業務用車両の運用・運行計画については、定期的に見直しましょう。</li> <li>・通勤に際しては、公共交通及び自転車の利用を推進しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和5年実績 (2023年)	令和11年目標 (2029年)	令和16年目標 (2034年)
市民による低公害車の導入割合	45%	48%以上	51%以上
路線バス・コミュニティバス・デマンド交通等の利用者数	1,068 千人 ※R2 年度実績	1,121 千人	1,121 千人

## 3-2 資源循環型社会の形成 ～資源を循環するまちづくり～



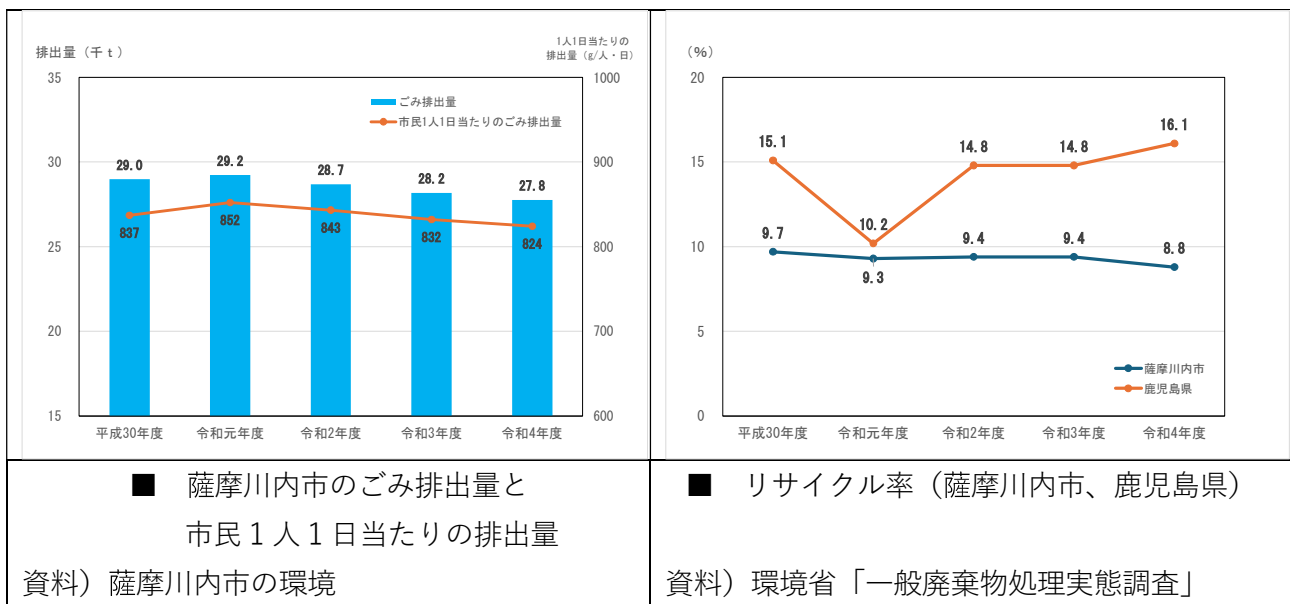
### 3-2-1 ごみの適正処理、減量化と資源化

#### (1) 現状と課題

本市の家庭、事業所等から排出されるごみ（一般廃棄物）は、市が毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、安全かつ衛生的に収集、運搬及び処理を行っています。

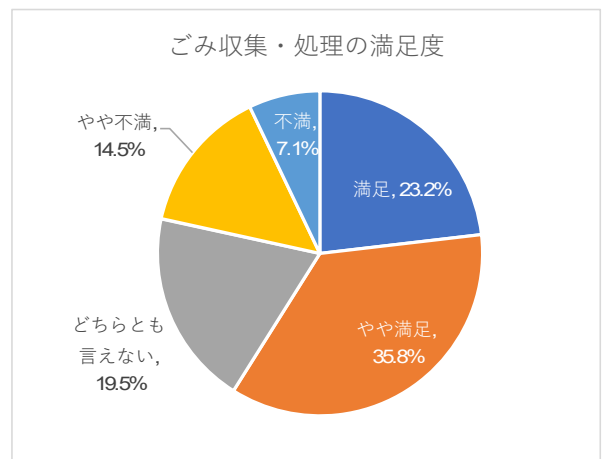
本市では、同計画に基づき、資源ごみの分別収集、生ごみ処理機器購入補助等を実施しており、近年のごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は、いずれも減少傾向で推移しています。

リサイクル率は、2018（平成30）年度以降をみると、鹿児島県のリサイクル率を下回り、さらに減少傾向にあることから、思うようにリサイクルが進んでいないことが伺えます。原因として、容器包装の変化（びん・缶からペットボトル・プラスチック製容器への変化）等の影響も考えられます。



市民・事業者への意識調査によると、多くの市民・事業者により、ごみ減量のための取組が実施されています。「ごみの収集・処理の状況」については、約6割の市民が概ね満足しています。また、5年前よりごみの収集・処理の状況が良くなったとの声も多くなっています。

その一方で、「河川敷や空き地等への不法投棄が目立つ」、「生活のマナー（たばこの吸殻、空き缶のポイ捨て等）が悪い人が多い」と感じている人が多い現状もあります。



■ ごみ収集・処理の満足度（2024（令和6）年市民意識調査）

今後は循環型社会の構築を目指し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を念頭においた、更に進んだごみの減量化・資源化を強力に進める必要があります。また、ごみの収集・処理体制の充実、適正なごみ処理事業を継続するとともに、いまだに問題となっているごみのポイ捨て、不法投棄対策等を着実に実行し、ごみの適正処理を推進し衛生的な環境の創出を図っていく必要があります。

(2) 施策の展開

【市の施策】

① ごみの適正処理の推進

- ・川内クリーンセンターをはじめとするごみ処理施設において、効率的な運用、定期的な点検、適切な維持補修等により、ごみの適正かつ効率的な処理に取り組み、最終処分量を削減します。
- ・ごみ処理施設に直接搬入されるごみについては、定期的な展開検査で中身を確認し、必要に応じて搬入者に適正な分別を指導します。
- ・市民に対しては、出前授業等で分別の徹底を指導し、適正なごみの排出を促進します。
- ・資源ごみの分別については、資源ごみステーションにリサイクル推進員を配置するなどして、適正なごみの排出を促進します。
- ・ごみ出しが困難な高齢者等に対しては、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会が実施する「ちいきささえ愛事業」を紹介し、適正なごみ出しを後押しします。
- ・ごみの適正な排出・処理に対する意識の高揚を図るため、ごみの適正な処理に関する情報提供を行うとともに、ごみの処理量、資源化量等を公表します。
- ・市民・事業者に対して、水銀、医療廃棄物等の有害廃棄物、燃料及び火薬等の危険物並びにスプリング入りマットレス等の適正処理困難物等に関する適正な処理方法を普及啓発します。
- ・災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理体制の整備を図り、大規模自然災害等の被災時の処理体制の充実・強化を推進します。

② ごみの減量化、資源化の促進

- ・近年、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題（地球規模の問題）となっています。プラスチック製廃棄物を削減するため、2025（令和7）年4月からプラスチック使用製品（18品目）の資源回収を開始し、プラスチック製廃棄物のより一層の資源化を推進します。

令和7年4月からプラスチック使用製品の分別収集がスタートします！  
これまで燃やせるごみ又は燃やせないごみとして回収していたプラスチック使用製品（18品目）については、プラスチック容器類（資源物）として分別後、搬入していただきますようご協力をお願いします。

**変更点** 燃やせるごみ 燃やせないごみ から **プラスチック容器類（資源物）** へ変更

**プラスチック類**

**プラスチック使用製品（18品目）**  
※食器や食器ごみなどは使用されていない単体のプラスチック素材100%のもの  
※大きさは20cm未満、厚さ5mm以下のもの  
※強く汚れていないもの

**プラスチック容器類** このマークがついているもの  
※プラスチック素材でできている、主な18品目を目安に回収します

**プラスチック使用製品(18品目)**

	品目名	現行の分別区分
1	おぼん・トレイ	燃やせないごみ
2	計量カップ	燃やせないごみ
3	ザル	燃やせないごみ
4	スプーン・フォーク マドラー・ストロー	燃やせるごみ
5	台所用品	
6	ボウル	燃やせないごみ
7	バット	燃やせないごみ
8	皿	燃やせないごみ
9	おわん・茶わん	燃やせないごみ
10	食用保存容器	燃やせないごみ
11	コップ・カップ	燃やせないごみ
12	しゃもじ	燃やせないごみ
13	文房具	
14	下敷き	燃やせるごみ
15	CD・DVD ブルーレイディスク (ケース含む)	燃やせるごみ
16	日用品	
17	くし	燃やせないごみ
18	ハンガー	燃やせないごみ
	バケツ	燃やせないごみ

**プラスチック容器類と  
同じネットに出してください。**

**プラスチック容器類**  
プラスチック容器類とは  
食品や商品を食べたり使ったりした後に不要となる容器や包装類が対象です。

**出し方ワンポイント**

- 汚染及び湿気をしっかりとする。
- 同じ形のものを持ち帰り庫まで持ち帰ってよい。
- レジ袋などに入れずに（二重袋はしない）。
- 種類のラベルやシールは、取れる範囲で取って燃やせるごみへ出す。

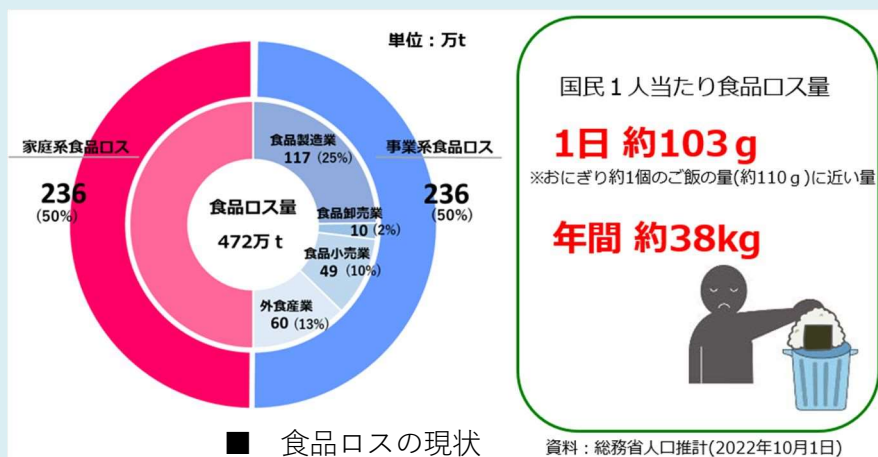
■ プラスチック使用製品（18品目）はプラスチック容器包装類と合わせて資源化されます

- ・ごみの適正な排出、分別及びリユース・リサイクルの促進に関する情報を、広報紙、市ホームページ、公式LINE等の多様な手段を用いて提供し、啓発に取り組みます。
- ・生ごみの減量化を推進するため、水切りの徹底等、家庭でできる取組を紹介するとともに、各種イベント等で生ごみの水切りキャンペーンを実施します。
- ・市が購入する物品については、グリーン購入法に基づいた環境物品等の調達方針を定め、環境に配慮された物品等を優先的に調達するグリーン購入に取り組みます。
- ・市民・事業者のグリーン購入を推進するため、エコ商品等に関する情報提供及び啓発活動を行います。
- ・資源ごみの適正な分別と拠点回収等の収集方法に関する情報を積極的に発信し、適正な分別・排出の普及啓発を行います。
- ・リサイクル率の向上を図るため、生ごみ、草木等の資源化に向けた取組を推進します。
- ・市が実施する事業においては、建設リサイクル法、食品リサイクル法等の各種リサイクル法を遵守します。
- ・ごみ処理施設の見学や体験学習を通して、ごみの適正な排出・処理及び減量化並びに資源化を啓発します。
- ・食品ロスをなくすための30・10運動を市が率先して実行し、飲食店等と連携した取組を展開する等、市民・事業者、関係団体等との連携・協働による食品ロス削減運動に取り組みます。
- ・不要になった衣類のリユース・リサイクルに取り組む事業者等との連携・協働による衣類の資源化を促進します。
- ・生ごみ処理機器購入補助等により、生ごみをはじめとする燃やせるごみの減量化を推進します。
- ・家庭生活のなかで実践できるごみを減量するための取組を普及啓発します。
- ・ごみの減量化に向けて、マイバッグ持参運動の普及啓発に取り組むとともに、食品容器等の簡易包装化を推進します。
- ・事業系一般廃棄物の減量化を推進するため、一般廃棄物収集運搬許可業者及び許可業者へ処理を委託する事業者に対する指導並びにごみの減量化及び資源化に関する意識の啓発を行います。



### ◆コラム「日本の食品ロス量」

- ◇本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間472万t(2022(令和4)年度推計値)
- ◇日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約38kg
- ◇これは日本人1人当たりが1日におにぎり約1個のご飯の量を捨てているのと近い量



資料) 農林水産省 HP を参考

③ サーキュラー都市環境プロジェクト（サーキュラーパーク九州）

- ・「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向けて、これまでの線形経済（大量生産→大量消費→大量廃棄）の流れを見直し、ごみの減量・再資源化をさらに推進することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）の拠点となる「サーキュラーパーク九州」の構築を目指します。

**想定している取組**

**廃棄物リサイクル化事業（一般廃棄物、産業廃棄物）**

- ほぼすべての固形廃棄物を対象としたリサイクル工場を運営
- 企業が回収した製品・返品・在庫処分品等の回収・保管・選別によるリサイクル化事業により、従来型の廃棄物処理(焼却、埋立等)を削減し、脱炭素化につなげるコンサルティングを実施

**廃油無害化・再生事業**

- エンジンオイル、重油等の廃油を回収し、無害化处理の上、新たに燃料として活用

持続可能な社会の構築に向けた資源循環拠点を目標します



- ・サーキュラーパーク九州では、地域等で発生する廃棄物の分別・選別等を行った上で、企業の生産・流通過程における廃棄物、在庫処分品等、幅広い廃棄物を再資源化する「リソーシング事業」と、研究開発等による課題解決事業である「ソリューション事業」との相互連携を図りながら、資源循環型の持続可能な社会を目指します。



資料) サーキュラーパーク九州株式会社

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出しは分別ルールを守り、適正に排出しましょう。</li> <li>・プラスチック製品を適切に分別・資源化しましょう。</li> <li>・リサイクルショップ等を上手に利用し、リユース（再使用）に努めましょう。</li> <li>・買い物に行くときは、マイバッグを持参しましょう。</li> <li>・過剰な包装は断り、洗剤等は詰め替え製品等の環境にやさしい商品を選びましょう。</li> <li>・ものを大切に長く使い、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。</li> <li>・料理を作りすぎず、食べ残しをしないようにしましょう。</li> <li>・生ごみの水切り、堆肥化等、ごみの減量化を心がけましょう。</li> <li>・ごみ処理施設を見学し、ごみの適正な処理について考えてみましょう。</li> <li>・ごみは野焼きしない等、適正に処理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令（排出者責任の原則）を遵守し、適正に排出・処理しましょう。</li> <li>・プラスチック製品を適切に分別・資源化しましょう。</li> <li>・ごみ減量の具体的な目標を設定し、ごみの適正な排出、分別収集等の施策に協力しましょう。</li> <li>・書類のペーパーレス化等、ごみ減量に向けた取組を検討しましょう。</li> <li>・ごみ処理施設への搬入ルールを守りましょう。</li> <li>・事業関連団体、事業者間でリサイクル（再生利用）の連携を図りましょう。</li> <li>・環境にやさしい製品等の購入、製造及び販売に努めましょう。</li> <li>・運搬用梱包材等のリユース、販売した製品等のリサイクルを検討しましょう。</li> <li>・建設リサイクル、食品リサイクル等により、ごみを適正に処理・資源化しましょう。</li> <li>・過剰包装を自粛し、簡易包装に努めましょう。</li> <li>・できる限りごみを出さない事業活動を実践しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
リサイクル率	8.8%	15.6%	16%
一人一日当たりのごみの排出量	824g	775g	770 g
リサイクル活動への参加割合	46%	54%以上	63%以上

### 3-2-2 環境美化の推進

#### (1) 現状と課題

本市の環境美化に向けて多くの市民・事業者が、ふるさとクリーン大作戦、河川愛護、道路愛護等の清掃活動及び花壇やプランターを利用した花の植栽等の環境美化活動に参加しています。例えば、自治会又はボランティアグループが中心となって、道路沿い、公園の清掃、草刈り及び花や木の植栽を行っており、環境美化に対する市民の意識も高まっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定し、また、「薩摩川内市環境美化推進条例」では、ごみのポイ捨て等を禁止しています。本市では、広報紙等により不法投棄、ごみのポイ捨ての防止に係る周知及び啓発を図っていますが、依然として後を絶ちません。

また、近年、全国各地で海岸へのごみの漂着による被害が問題となっており、県内各地あるいは本市においても大量のごみが海岸に漂着し、地域の市民ボランティア等により清掃活動が実施されていますが、大量のごみは漂着し続けている状況にあります。海岸漂着物の約8割は、陸域から河川・水路等を通じて海岸に流出するといわれています。本市を流れる川内川（一級河川）では、国により河川敷及びその周辺に投棄されたごみの調査が毎年行われていますが、その量は経年で増加傾向にあり、海洋環境への影響が懸念されます。

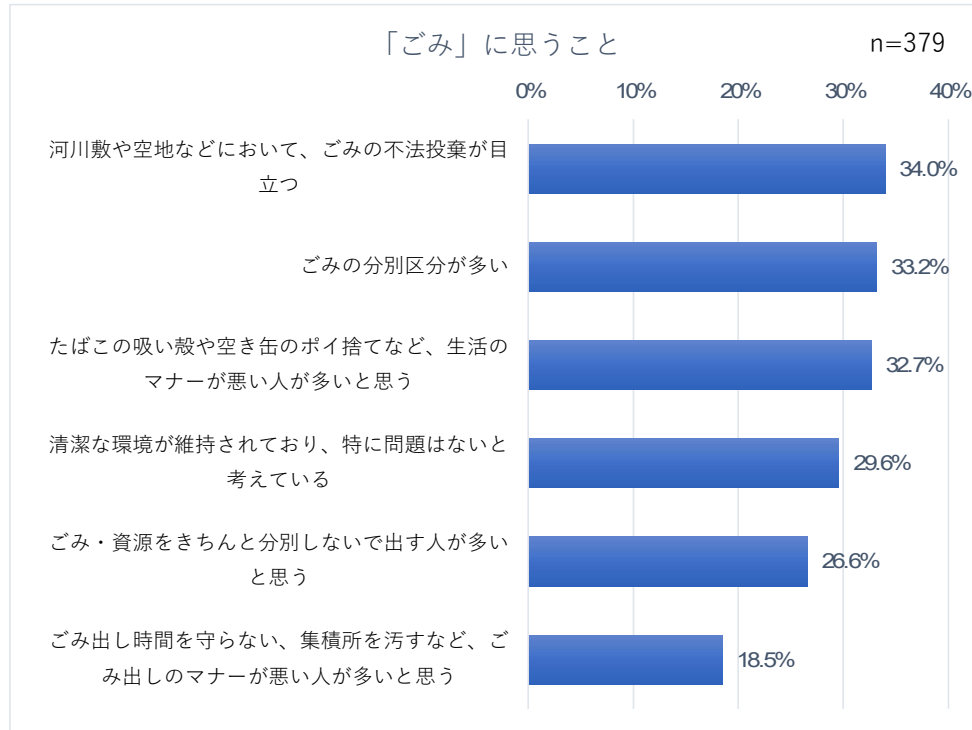


川内川ゴミマップ(薩摩川内市)

資料) 国土交通省川内川河川事務所

市民・事業者への意識調査によると、市民の多くは、「地域内の清潔さに」ついて満足度が高くなっています。その一方で、「河川敷や空き地等への不法投棄が目立つ」、「生活のマナー(たばこの吸殻、空き缶のポイ捨て等)が悪い人が多い」との指摘も多く、より良い環境を創出するためのごみのポイ捨て防止等の地域の環境美化に対する要望が多くなっています。また、本市の環境をより良くす

るためには、「川や海等の水のきれいさ」が重要であり、これまでの取組等により、「川や海等の水のきれいさ」は「以前よりも良くなった」と考えています。しかしながら、いくら水質がきれいであっても、河岸や海岸にごみが浮遊・散乱している場合には、水がきれいだと評価されることはありません。



■ ごみに思うこと（2024（令和6）年市民意識調査）

ごみの散乱・不法投棄は、近隣に住んでいる人々の迷惑のみならず、河川水、地下水、土壌等の汚濁・汚染、さらに海洋汚染等、その影響は大きな範囲に広がります。生活マナーの向上と清掃活動、美化活動の推進により、清潔な地域環境を創出するとともに、ごみ散乱、不法投棄への対策を強化し、その未然防止に努め、関係機関等が連携して迅速に対応することで、良好な環境を保全していく必要があります。

## （2）施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 美化活動の推進

- ・快適な都市景観・都市環境づくりを推進するため、市民、企業等のボランティア組織との協働による美化意識の普及啓発に取り組みます。
- ・「市民・事業者・市」の協働による環境美化活動（ふるさとクリーン大作戦）を推進します。
- ・清潔で美しいまちづくりの活動に尽力された個人・団体を表彰します。

#### ② ごみのポイ捨て防止及び不法投棄対策

- ・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。

- ・市職員及び環境美化推進員による巡回パトロールを定期的を実施し、ごみの散乱場所を確認するとともに、必要に応じてポイ捨て等のごみの回収を行います。
- ・ごみが頻繁に散乱している場所又は不法投棄を確認した場合、ごみのポイ捨て・不法投棄防止看板及び防止のぼりを設置し、未然防止のための啓発を行います。
- ・犬の散歩をする際は適切にふんを処理をするよう飼い主への啓発を行い、必要に応じて指導します。
- ・ごみを捨てにくい快適なまちづくり（地域の緑化、花壇整備等）を推進するため、意識・マナーの向上に向けた啓発を行います。
- ・関係機関との連携による監視体制を強化し、市民・事業者による不法投棄通報システムを活用した不法投棄防止対策を推進します。
- ・不法投棄に対しては関係機関と連携して、その摘発に努めるとともに、不法投棄された廃棄物は、土地所有者等による速やかな回収を促します。
- ・市民、事業者等に対し、不法投棄されにくい土地の管理方法等を啓発します。

### ③ 漂着ごみ（河川及び海岸）の発生抑制と適正処理

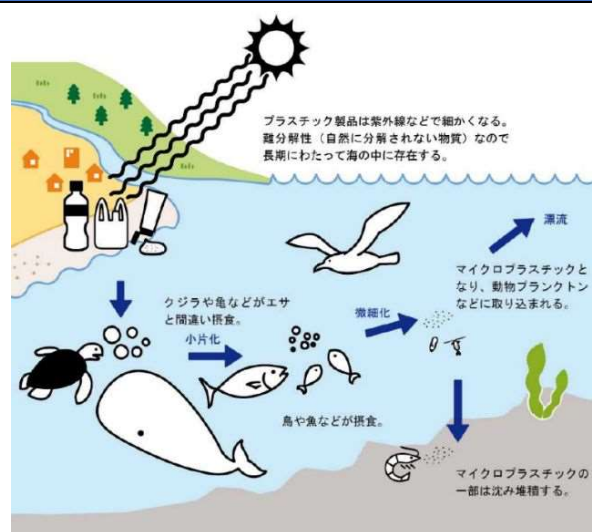
- ・海岸漂着物の実態を把握し、海岸環境に及ぼす影響等を市民、事業者及びボランティア団体へ情報提供します。
- ・海岸漂着物の適正処理について、市民、事業者及びボランティア団体へ情報提供します。
- ・市民、事業者及びボランティア団体と協働する海岸や河川敷の一斉清掃を通して、漂着ごみへの意識を啓発します。
- ・市職員及び環境美化推進員による海岸や河川敷の定期パトロール、清掃活動等による漂着ごみの発生抑制及び回収を推進します。
- ・県や海岸管理者等と連携した漂着ごみの適正処理を推進します。

#### ◆コラム「海洋プラスチックごみ問題」

現在、海へ流入するプラスチックごみの量は世界で年間 800 万トンと推定され、今のペースで増えていくと、2050 年には海のなかにあるプラスチックごみの量が魚の量を超えると試算されています。

海洋プラスチックごみのなかでも、「マイクロプラスチック」と呼ばれる 5 mm 未満の微細なプラスチックごみが、近年問題視されています。

「マイクロプラスチック」は、海に流れ出たプラスチックごみが紫外線や波によって細かく砕かれたもので、小魚や貝等の生きものがそれを体のなかに取り込み、さまざまな生き物のなか蓄積することも懸念されます。



資料) 環境省

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の住むまちを大切に、清掃活動等でよりよい地域づくりを心がけましょう。</li> <li>・地域の清掃活動及び花いっぱいのもちづくり活動へ積極的に参加しましょう。</li> <li>・たばこの吸い殻、空き缶等のごみのポイ捨て及び不法投棄をしないようにしましょう。</li> <li>・ペット等は正しく管理し、周りの迷惑とならないようにしましょう。</li> <li>・ごみ出しはルールを守り、正しく処理しましょう。</li> <li>・不法投棄の現場を発見したら、すぐに市・県等に連絡しましょう。</li> <li>・所有地の適正な管理に努め、ごみを投棄されないようにしましょう。</li> <li>・地域の海岸、河川敷の清掃活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・地域のごみ収集所を適正に管理しましょう。</li> <li>・海や河川の利用マナーの向上に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場の敷地周辺の定期的な清掃を実施しましょう。</li> <li>・地域の清掃、植栽活動及び環境美化活動に協力しましょう。</li> <li>・屋外設置の自動販売機周辺のごみの散乱防止に努めましょう。</li> <li>・ごみの不法投棄は、絶対にしないようにしましょう。</li> <li>・法令を遵守し、ごみは適正に処理しましょう。</li> <li>・所有地の適正な管理に努め、ごみを投棄されないようにしましょう。</li> <li>・地域の海岸、河川敷の清掃活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和5年実績 (2023年)	令和11年目標 (2029年)	令和16年目標 (2034年)
公園、道端のごみ、空き缶等を拾う人の割合	54%	60%	67%
清掃活動参加者数	24,809人	24,900人以上	24,900人以上
不法投棄対応件数	9件	7件	5件

### 3-3 自然共生社会の実現 ～自然とふれあい共生するまちづくり～



#### 3-3-1 自然との共生、ふれあいの推進

##### (1) 現状と課題

本市の自然環境は、西方・唐浜・甕島等の変化に富んだ海岸線、緑豊かな山々、九州屈指の河川である川内川、ベッコウトンボが生息する貴重な湿地である蘭牟田池等、多種多様な自然環境を有し、多様性に富んだ生態系を育んでいます。

この豊かな自然環境を活かし、公園、散策道、水遊びの場等の自然とふれあえる場所が数多く整備され、多くの市民や観光客に利用されています。

このほか、本市には温泉をはじめとするさまざまな観光地があり、季節に応じた行事やイベントが行われ、多くの観光客が来訪しています。

本市の山・川・池・海等の変化に富んだ美しい自然は、甕島の一部が国定公園に、蘭牟田池周辺及び川内川流域等が県立自然公園に指定され、また、蘭牟田池は国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、人々に親しまれています。

#### ◆コラム「ラムサール条約と蘭牟田池」

ラムサール条約の正式な名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。昭和46年にイランのカスピ海湖畔にあるラムサールという町で採択されたことから、「ラムサール条約」と呼ばれています。現在は水鳥の生息地だけでなく、広く生態系にとって重要な湿地を保全するための国際条約となっています。また、湿地の保全だけでなく、世界的に認知された湿地をうまく活用していこうという「賢明な利用（ワイズユース）」も提唱されています。本市の蘭牟田池は、2005（平成17）年11月8日に、ラムサール条約に登録されました。

蘭牟田池は、周囲を標高450～500メートル前後の外輪山に囲まれた火口湖です。火口湖とは、火山の噴火で陥没した部分に雨等がたまってできた湖で、カルデラ湖とも呼ばれています。蘭牟田池の西側の3分の1は湿原化しており、多数の泥炭質の浮島が見られます。この浮島は、「泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されています。多くの植物が枯れて完全に腐らずに堆積し、炭化したものです。

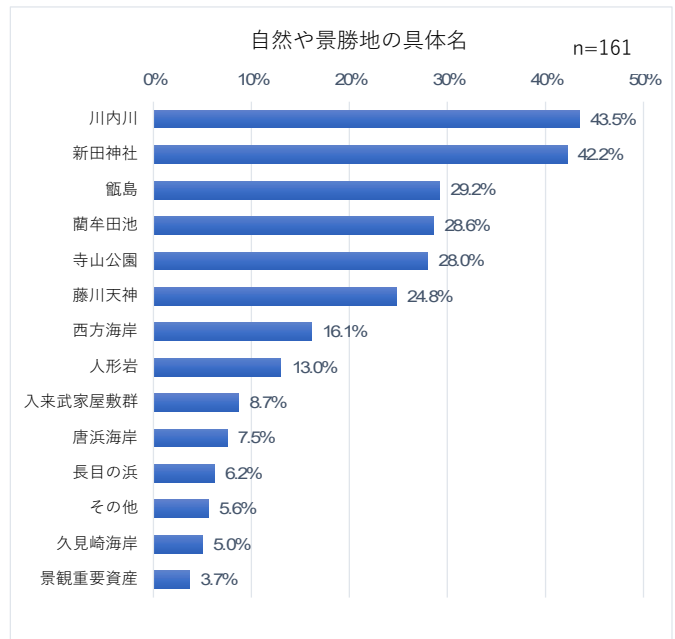
貴重な自然が残る蘭牟田池では、湿原上にマコモ、ツルヨシ、フトイが見られるほか、水面にはヒツジグサ等の水生植物が生育し、マガモ、ヒドリガモ、カイツブリ等の水鳥も見られます。

また、池の西側にある湿原は、絶滅が心配されるベッコウトンボをはじめ、たくさんのトンボの産卵や羽化の場として、とても貴重な場所になっています。

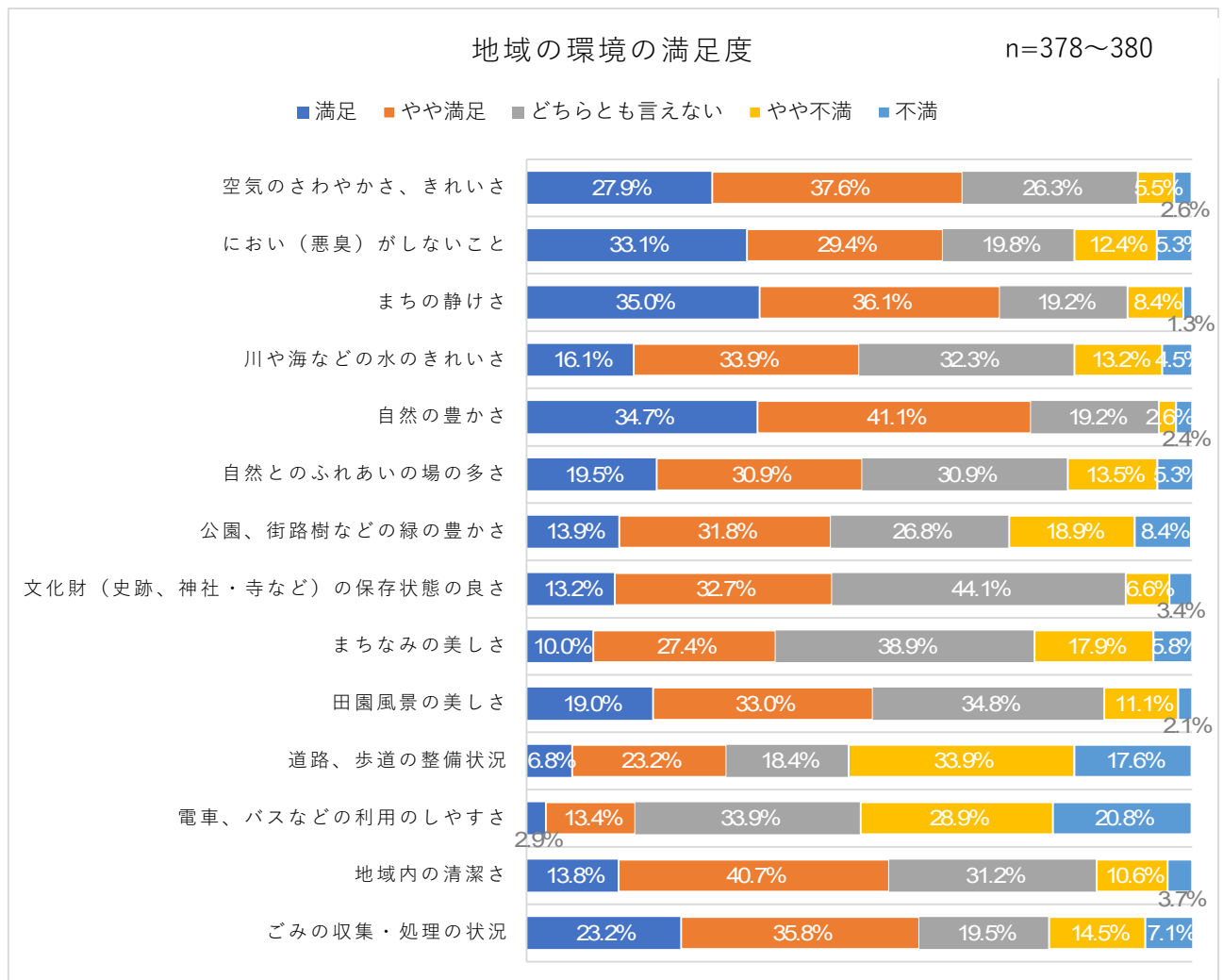


資料) 薩摩川内市 HP

市民・事業者への意識調査によると、本市の「自然の豊かさ」、「空気のさわやかさ、きれいさ」について満足度が高くなっています。過去と比較しても「空気のさわやかさ、きれいさ」が良くなったとの回答が多いことから、改善が進んでいることが推察されます。守りたい自然や景勝地では「川内川」、「新田神社」が上位に挙がっています。野外活動については、主に家の近所から市内にかけての近場で、「花見や紅葉狩り」に出かける等、自然を満喫する活動が多く行われています。また、自然とのふれあいや野外活動の一層の推進のため、「公園等の野外活動場の整備」及び「散策路、公園等の自然とふれあう場の整備」への要望も多くなっています。



■ 守りたい自然や景勝地（令和6年市民意識調査）



■ 地域の環境の満足度（2024（令和6）年市民意識調査）

今後、自然環境の保全意識の向上を図りながら、自然とのふれあい活動を充実させることで自然環境保全意識を高揚する等、本市の豊かな自然環境を有効に活用する必要があります。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 自然環境の保全

- ・人と自然の関わり、生態系等を考慮しながら、ラムサール条約登録湿地（蘭牟田池）、甌島国定公園及び県立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を保全します。
- ・動植物の保護、生息・生育環境の保全及び生物多様性の確保に向けて、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発します。
- ・自然環境を保全すべき地域における動植物の分布状況、貴重な動植物の生息・生育状況等の自然環境保全に関する基礎データを収集します。
- ・人と自然環境の関わり、貴重な自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、市民参加型のイベント等を活用した意識啓発を推進します。



ベッコウトンボ  
提供) 薩摩川内市

#### ② 自然とふれあう場所の整備

- ・県及び近隣市町と連携・協力し、国定公園、県立自然公園等を活用した広域的な観光振興に取り組みます。
- ・河川敷又は河川近隣の遊歩道、公園等における美化活動を推進し、自然と触れ合うことのできる水辺空間の利用を促進します。
- ・河川敷又は海岸での釣り、ハイキング、サイクリング等、野外活動及びレクリエーションの場としての水辺空間の活用を促進します。
- ・蘭牟田池等において自然とふれあえる場を確保し、自然観察会等の自然体験学習を推進します。

#### ③ 自然とふれあう機会の充実

- ・自然とふれあい体験する機会の拡大を図るため、蘭牟田池を中心に、周辺の水辺空間及び公園等と連携した広域的なネットワーク化を進めます。
- ・野外で行われているイベントへの参加等による、ハイキング、サイクリング等の自然とふれあう機会の増加や創出を推進します。
- ・農業を体験するグリーン・ツーリズム及び修学旅行生の受入等による体験型交流を推進します。
- ・甌島国定公園の環境保全と観光体験プログラムによる地域振興等、独自の自然環境を活かした、甌島ならではの魅力的な甌島エコツーリズムを推進します。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会等に参加し、身近に生息・生育する動植物等、自然に関する知識と理解を深めましょう。</li> <li>・河川、海岸、森林等での体験学習、レクリエーションに積極的に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。</li> <li>・野生生物の保護活動に積極的に参加し、動植物をむやみに捕まえたり、持ち帰ったりしないようにしましょう。</li> <li>・河川敷及び公園等を適切に利用し、野外活動やレクリエーションで出たごみは持ち帰りましょう。</li> <li>・道路、河川等の美化・清掃ボランティア等に積極的に参加しましょう。</li> <li>・グリーン・ツーリズム、甌島エコツーリズムに参加しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業の実施には、自然環境への影響について十分に調査等を行い、影響が最小限になるように努めましょう。</li> <li>・事業活動には、自然環境に配慮した最新の技術等を積極的に取り入れましょう。</li> <li>・事業活動を通して、自然とのふれあいの大切さを確認しましょう。</li> <li>・自然観察会等の自然体験学習に参加し、協力しましょう。</li> <li>・海水浴場及び親水公園の美化活動等に参加し、協力しましょう。</li> <li>・野生生物の生息・生育環境の保全、保護活動に参加し、支援しましょう。</li> <li>・森林ボランティア、グリーン・ツーリズム、甌島エコツーリズム等の活動や各種イベントを立案・企画し、多くの市民との交流を深めましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
自然の豊かさを感じる満足度の割合	76%	78%	80%
蘭牟田池外来魚釣り大会参加者数	100 名	100 名以上	100 名以上



蘭牟田池外来魚釣り大会



生き物調査と釣り体験  
(清色地区)

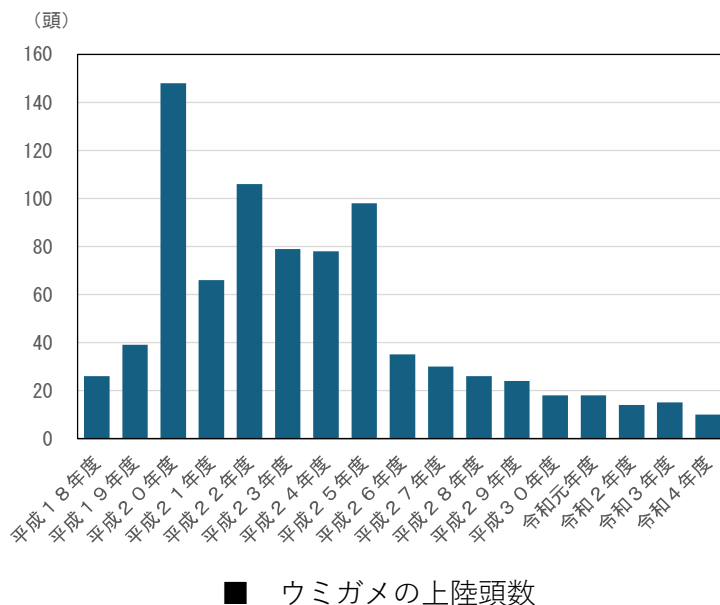
### 3-3-2 生物多様性の保全

#### (1) 現状と課題

本市の自然環境は多様性に富んだ豊かな生態系及び生物多様性が維持されていますが、その一方で外来生物の侵入・定着も確認されており、多様性に富んだ生態系を守っていくためには、今後、外来生物の駆除等の対策が必要となっています。

蘭牟田池における魚類相はほぼ外来魚によって構成されており、今後は学識者の意見を参考にしながら外来魚の積極的な駆除に加え、生物多様性の保全を目指した放流等も検討する必要があります。また、蘭牟田池は、国内希少野生動植物種ベッコウトンボの生息地保護区に指定されていますが、2009（平成 21）年の渇水によりベッコウトンボが激減したことから、渇水等の影響を防ぐため、2011（平成 23）年にビオトープを設置しました。また、蘭牟田池にはベッコウトンボ以外にも貴重な動植物の生息・生育が多数確認されているため、その保護と生息・生育環境の保全に努めています。

その他、甌島の貝池、鹿島断崖等の貴重な生態系が市内各所に存在しています。また、川内地域、甌島圏域の海岸は、IUCN（国際自然保護連合）により絶滅危惧種に指定されているアカウミガメが上陸・産卵する場所であり、本市でもウミガメ保護監視員を設置し、保護・監視に努めています。上陸頭数は、2008（平成 20）年度をピークに減少し、2014（平成 26）年度以降は大幅に減少しています。



資料) 薩摩川内市の環境

市民・事業者への意識調査によると、本市の「自然の豊かさ」について満足度が高くなっています。また、自然とのふれあい及び野外活動の一層の推進のため、「公園等の野外活動場の整備」及び「散策路、公園等の自然とふれあう場の整備」への要望も多くなっています。一方で「農作物への害獣被害の防止」及び「外来生物の駆除」を望む声も一定数存在します。

自然と共存する自然共生社会の実現のためには、蘭牟田池等で継続して実施している調査等により収集した情報を広く市民、事業者等に発信し、普及啓発を行うとともに、希少野生動植物及び生態系の保護・回復、生物多様性の保全並びに関係機関と連携した外来生物の駆除等を実施し、本市の貴重な自然環境を守り、未来に伝えなければなりません。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 健全な生態系の保全

- ・ 貴重な生態系を有する蘭牟田池等の自然環境の保全に向けた取組を推進するとともに、市内の貴重な動植物の保護に関する情報を提供します。
- ・ 市及びボランティア団体によるウミガメの保護監視パトロール並びに地域環境にとって貴重な生態系である藻場を保護するため市民・事業者と協働したオニヒトデ及び有害ウニの駆除を継続します。
- ・ 環境学習及び水辺の利用を通じて、生態系及び生物多様性の保全に関する啓発を推進します。
- ・ 道路、河川敷等を適正に管理し、環境保全型の資材を活用することで動植物の生息・生育空間づくりを推進します。
- ・ 道路、河川等の改修・整備を行うときは、自然環境に配慮した環境保全型工法を検討します。
- ・ 自然共生サイト（OECM）への登録を促進するため、環境省「自然共生サイト」で公開されている活動事例を紹介する等、30by30の理念のもと事業者等の関係団体に必要な情報を提供します。
- ・ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく希少野生動植物に関する情報提供を行うとともに、希少な生物を守るためのモニタリング及び保護に取り組みます。
- ・ イノシシ、シカ等による農作物等への被害防止のための対策を推進します。



■ 自然（生物多様性）のめぐみ

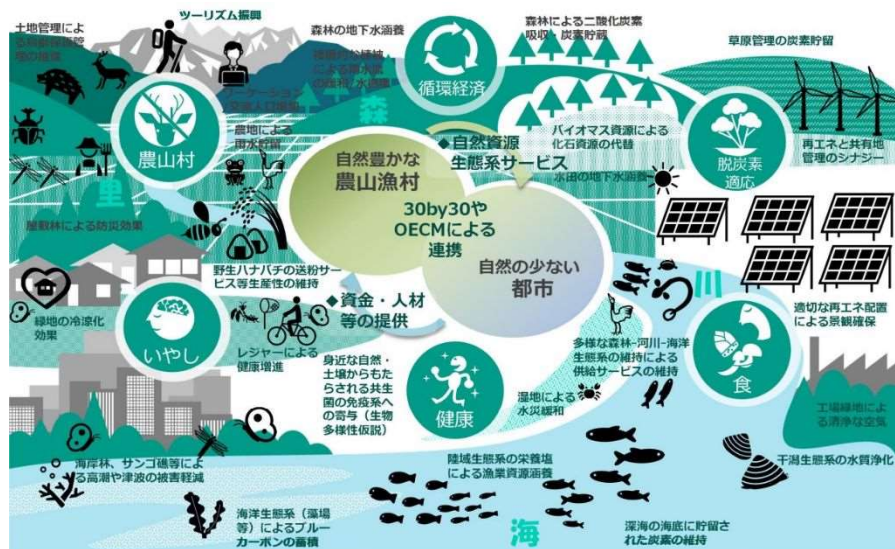
資料) 環境省

## ◆コラム「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」

30by30とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

この目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる NbS（Nature-based Solution）のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチとなります。

30by30を進めるための保護地域を拡充するための試みとして OECM 認定制度があります。里地里山、企業林及び社寺林等のように地域、企業及び団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として認定し保全を促進するものです。



資料) 環境省

### ② 特定外来生物対策の推進

- ・ 県その他の関係機関、各種団体等と連携・協力し、特定外来生物の駆除・防除及び侵入の未然防止に取り組み、自然環境と生態系を保全します。
- ・ 特定外来生物の生息・生育状況、侵入経路の把握等、特定外来生物の対策に必要な基礎データの収集と情報発信を行います。
- ・ 蘭牟田池においては、外来種の繁殖を防ぐため駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入を未然に防止します。

### ③ 水と緑のネットワークの形成

- ・ 動植物の生息に適した環境の創出に配慮した水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワークの形成を推進します。
- ・ 生物の生息空間（ビオトープ）の確保に配慮した親水空間の整備を推進します。
- ・ 身近に自然を体験できる場所として、学校等のビオトープを活用します。

【市民及び事業者の取組】

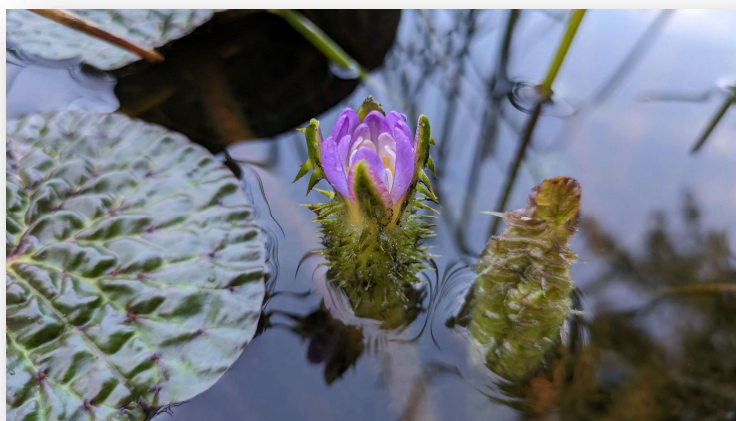
市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生生物の保護活動に積極的に参加し協力しましょう。</li> <li>・特定外来生物に関する知識と理解を深め、駆除に協力しましょう。</li> <li>・野生生物の保護活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・動植物は正しく飼育・栽培し、むやみに遺棄（放流）しないようにしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に配慮した最新の技術等を積極的に取り入れましょう。</li> <li>・希少野生生物の生息・生育環境の保全、保護活動に参加し、支援しましょう。</li> <li>・特定外来生物に関する知識と理解を深め、駆除に協力しましょう。</li> <li>・法令を遵守し、化学物質等は適正に管理し、使用しましょう。</li> <li>・化学肥料及び農薬は適正に管理し、使用しましょう。</li> <li>・生物多様性に配慮した原材料の調達等を行いましょう。</li> <li>・自社所有地について OECM 登録を検討しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
OECM 登録件数	0 箇所	1 箇所	2 箇所
藺牟田池における外来魚の回収実績※	18,530 匹	3,000 匹	3,000 匹以下
ウミガメ上陸頭数	13 頭	17 頭	20 頭

※外来魚駆除を継続することで、藺牟田池における外来魚の生息数が減り、これにより外来魚の回収の数が減少していくことを想定し、設定した指標



キバナノセッコク  
(希少野生植物種)



オニバス自生地  
(県指定文化財)

### 3-3-3 森林・農地の保全

#### (1) 現状と課題

本市には、市域の40%以上という豊かな森林が広がり、また、約12%が農地として使用されています。地域別に見ると、甌島圏域においては採草放牧地として利用割合が多く、入来地域、祁答院地域では、農業用施設用地としての利用割合が他の地域よりも多くなっています。

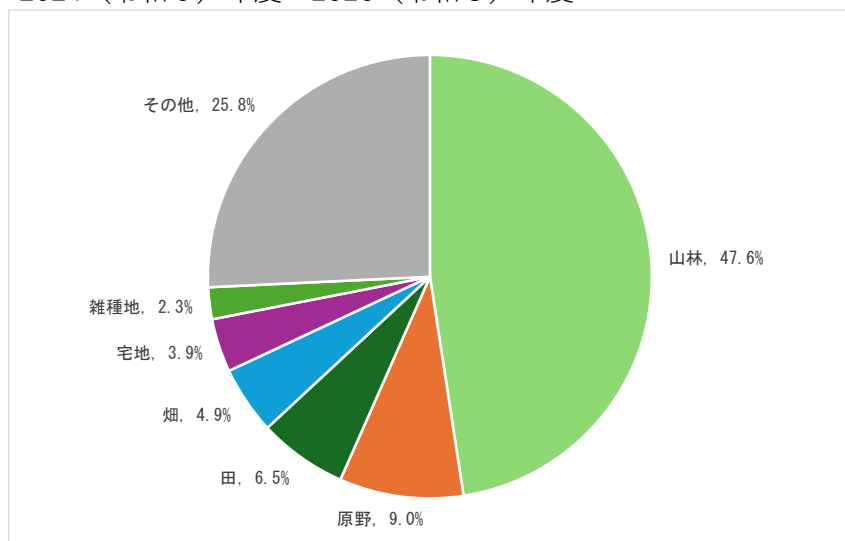
農地には、農産物の供給のほか、雨水を涵養し大雨時に洪水を緩和する機能、美しい景観を形成する機能等がありますが、高齢化、農業従事者の減少により、農地の適切な管理が行われなくなってきました。また、耕作放棄地の増加による耕地面積の減少が懸念されています。

このような状況のなか、本市の主要産業である農業の活性化に向けて、公益社団法人薩摩川内市農業公社では、「農地を守る」、「農業経営を支援する」、「担い手を育てる」という基本的な考えから、農業研修の実施による生産振興を図っています。

また、シカやイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害の拡大等、農林業を取り巻く環境は、厳しさを増しています。本市では「薩摩川内市鳥獣被害防止計画」※を策定し、地域の全員が主体となって被害防止のための活動に取り組める体制づくりを目指して、鳥獣被害の現況を把握するとともに、市の実施する鳥獣被害防止対策及び電気柵の購入費に対する補助等の情報を提供しています。

※) 対象鳥獣：イノシシ、シカ、サル、ウサギ、タヌキ、アナグマ、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、カモ、カワウ、キジ

計画期間：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度



■ 薩摩川内市の土地利用状況（2023（令和5）年1月1日時点）

資料）薩摩川内市の環境

市民・事業者への意識調査によると、市民からは「農作物への有害鳥獣被害の防止」等が求められています。「田園風景の美しさ」は約半数の市民が概ね満足しています。

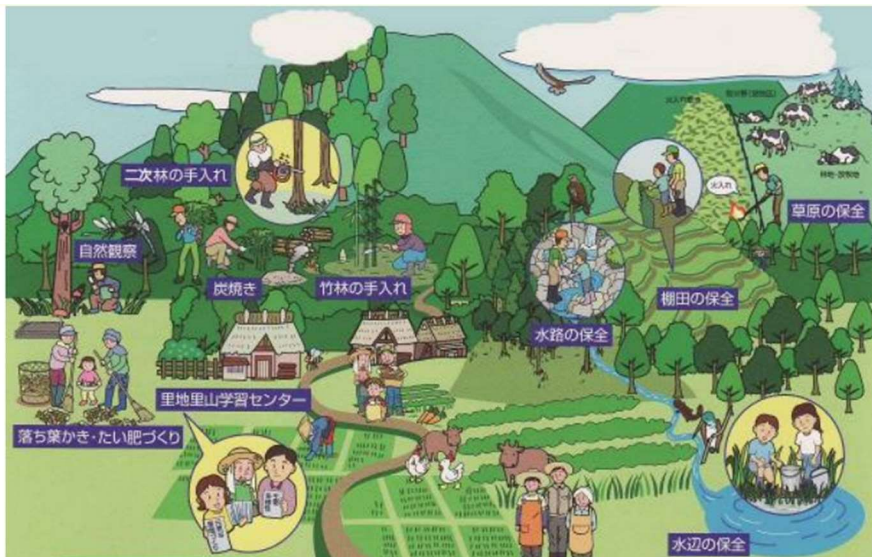
森林・農地は、その資源的な価値のみならず、温室効果ガスの吸収源となっています。地球環境保全のために必要不可欠な森林資源や、次世代に残したい田園風景等を残すためにも、担い手を確保することで農林業を活性化し、森林・農地を適正に保全していく必要があります。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 森林の保全と林業の振興

- ・市の公共施設等の整備・改修等を行うときは、地元産材の活用を推進します。
- ・森林由来の木質バイオマス資源の有効利用を促進します。
- ・温室効果ガスの吸収源である森林について、市有林の造林の推進、適切な間伐等及び森林の保全整備を計画的に推進します。
- ・市民が森林とふれあう機会を設定できるように、関係団体等への働きかけを行います。
- ・竹林の適正な保育管理の支援に取り組み、産業用途への竹材供給体制の構築による事業環境の整備を推進します。
- ・里地里山の中心をなす二次林は、バイオマス資源として、また、生物多様性の観点からも大変重要です。里地里山を将来に残せるよう適切な管理を促進するとともに、学びの場としての活用を検討します。



#### ■ 里地里山を活用する

資料) 環境省「里地里山保全再生計画作成の手引き」

#### ② 農地の保全と農業の振興

- ・生産性の高い農業を目指すとともに、農地の環境改善及び耕作放棄地の解消を図るため、農地等の生産基盤の整備を推進します。
- ・持続可能な農畜産物の安定供給に向けて「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷の軽減に向けた取組を支援します。
- ・地域の活性化及び地域産業の振興を図るため、農家体験交流や観光農業等を通じて魅力的な産業としての「農業」をPRします。

#### ③ 有害鳥獣対策の推進

- ・効果的な有害鳥獣対策を促進するため、有害鳥獣対策や被害状況等の基礎的なデータを把握し公表します。

- ・地域住民と一体となって有害鳥獣被害を防止する活動に取り組める体制づくりを目指します。
- ・市の実施する有害鳥獣被害対策及び電気柵の購入費に対する補助等の情報を市民に周知します。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、農地について学習しましょう。</li> <li>・林業、農業に関する各種イベント等へ積極的に参加しましょう。</li> <li>・地元産の旬の食材を調理し、地産地消を心がけましょう。</li> <li>・地域の伝統料理や地元産の食材を使った料理を伝えていきましょう。</li> <li>・有害鳥獣対策に協力しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林を適正に管理・育成し、森林の持つ公益的機能の維持に努めましょう。</li> <li>・林業関係者、各種事業者と協力し、間伐材の有効利用を検討しましょう。</li> <li>・農地を適正に管理し、農地の持つ公益的機能の維持に努めましょう。</li> <li>・農業関係者、各種事業者と協力し、遊休農地の有効活用を検討しましょう。</li> <li>・有害鳥獣対策に協力しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
認定農業者数	178 人	214 人	214 人
林業就業者数	62 人	80 人	80 人
森林の再造林率	64%	70%	70%



丸山自然公園

提供) 薩摩川内市

### 3-4 生活環境の保全 ～安全・安心で快適なまちづくり～

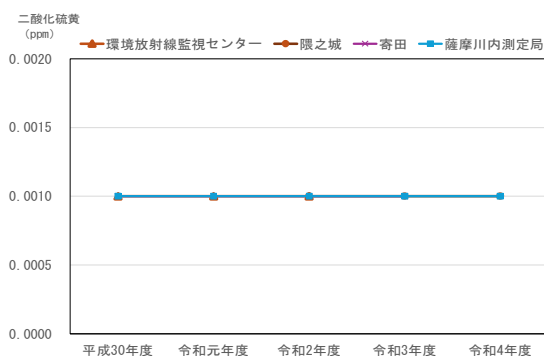


#### 3-4-1 大気環境の保全

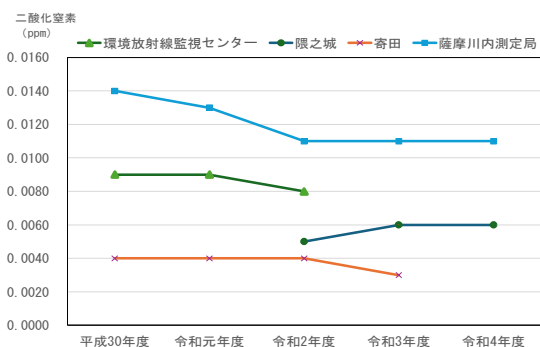
##### (1) 現状と課題

近年、本市では大気汚染に関する問題は生じておらず、工場・事業場及び自動車からの大気汚染物質の排出量は減少傾向にあると考えられ、大気環境は良好な状態が維持されています。また、近年話題となっている光化学オキシダント、PM2.5等についても、国及び県等の関係機関と連携して監視を継続し、被害の未然防止に努めています。

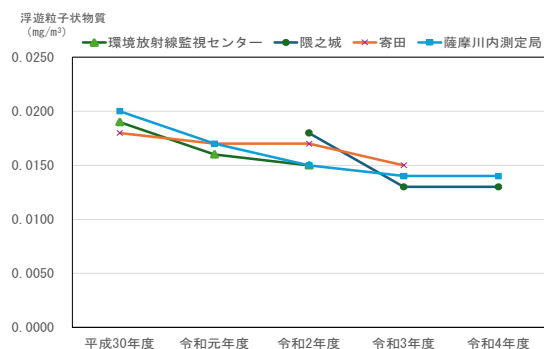
2022（令和4）年度現在、本市の大気汚染物質濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）は、いずれも環境基準を達成しています。一方で、光化学オキシダント濃度が環境基準を超過した日数は減少傾向で推移していますが、毎年、昼間の値が環境基準を超過した日数があります。光化学オキシダント濃度が一定の基準に達した場合（0.12ppm）は、注意報等が発令され、県及び市、さらにマスコミ等を通じて、速やかに市民・事業者へ周知することとなっています。



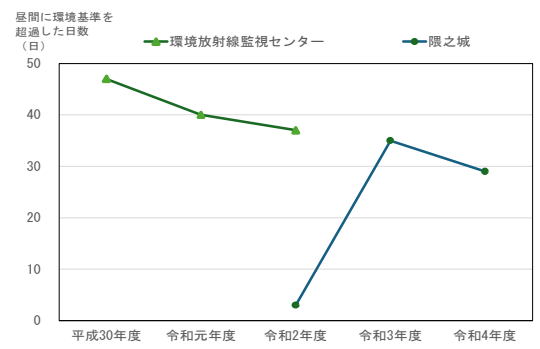
二酸化硫黄



二酸化窒素



浮遊粒子状物質



光化学オキシダント

#### ■ 大気質の観測結果

注1 環境放射線監視センター：令和3年度廃止、寄田：令和4年度廃止

注2 環境放射線監視センター、隈之城、寄田：一般環境大気測定局、薩摩川内測定局：自動車排出ガス測定局  
資料) 薩摩川内市の環境

市民・事業者への意識調査によると、本市の「空気のさわやかさ、きれいさ」について満足度が高くなっています。過去と比較しても「空気のさわやかさ、きれいさ」が良くなったとの回答が多いことから、改善が進んでいることが推察されます。なお、事業者からは、より良い環境とするために「工場等に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭の防止対策」が必要との意見が多くなっています。

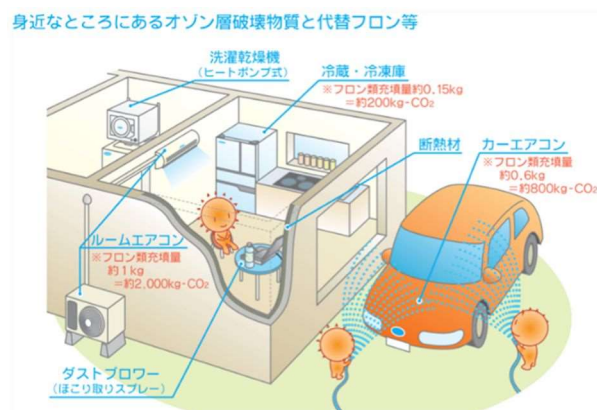
発生源への対策と大気質の監視を継続し、本市が誇る「空気のさわやかさ、きれいさ」をより改善するため、大気汚染の未然防止に努める必要があります。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 大気環境への負荷の軽減

- ・市の公用車を導入・更新するときは、低公害車（低燃費かつ低排出ガス認定車；エコカー）を導入するとともに、市民・事業者に対しても低公害車の普及が進むよう啓発を行います。
- ・公共施設からの大気汚染物質の発生抑制を図るため、公共施設を適正に維持管理します。
- ・大気汚染物質の発生源対策として、排出事業者に対する大気汚染防止法等の法令の遵守等、適切な指導と啓発、定期的な監視等を行います。
- ・事業場等からの排出ガスの抑制を図るため、大気環境への負荷の少ない設備の導入及び燃料への転換を排出事業者に促します。
- ・県と連携し、フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理及び専門業者を通じた適切な処分方法に関する情報を提供します。
- ・自動車交通に伴う大気汚染を防止するため、公共交通機関や自転車の利用を促進するとともに、エコドライブを普及啓発します。
- ・建築物解体現場等から飛散するアスベストの対策として、解体作業に係る必要な手続等の周知・広報の強化による各種対策の徹底を図るとともに、県と連携・協力して被害の未然防止に向けた支援を推進します。



身近なところにあるフロン類  
資料) フロン排出抑制ポータルサイト

#### ② 大気環境の監視と保全意識の高揚

- ・県、関係機関等の実施する大気汚染物質に関する調査結果等の情報を収集し、環境白書等で公表します。
- ・野焼きの禁止に関する啓発を行うとともに、監視・指導を徹底し、必要に応じて野焼き原因者への指導を行います。
- ・悪臭の未然防止を図るため、家畜ふん尿等の適正な管理、堆肥等の適正な施肥等に関する指導・啓発を行います。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を購入するときは、低公害車を選びましょう。</li> <li>・自動車を使用するときは、エコドライブを心がけましょう。</li> <li>・遠くへ外出する場合には、公共交通機関を積極的に利用しましょう。</li> <li>・近距離地域への通勤や買い物等身近な場所への移動には、公共交通機関、自転車等を利用しましょう。</li> <li>・ごみの野外焼却は禁止されています。ルールを守り、適正に処理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。</li> <li>・業務用施設及び設備は定期点検・整備を行い、適切に維持管理しましょう。</li> <li>・定期的に排出ガスの状況を把握し、公害を未然に防止しましょう。</li> <li>・鉄道や船舶輸送等を利用し、排出ガスの抑制に努めましょう。</li> <li>・業務用車両には、低公害車を積極的に導入し、運転はエコドライブの実践に努めましょう。</li> <li>・ごみの焼却は禁止されています。ルールを守り、適正に処理しましょう。</li> <li>・空調機器等のフロン類使用製品の廃棄は、ルールに従い適正に処理しましょう。</li> <li>・通勤等には、公共交通機関及び自転車等の利用に努めましょう。</li> <li>・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報の公開に努めましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
空気のさわやかさ、きれいさを感じている人	66%	75%以上	85%以上
大気に係る環境基準達成率	100%	100%	100%
光化学オキシダントの環境基準超過日数	27	25	23

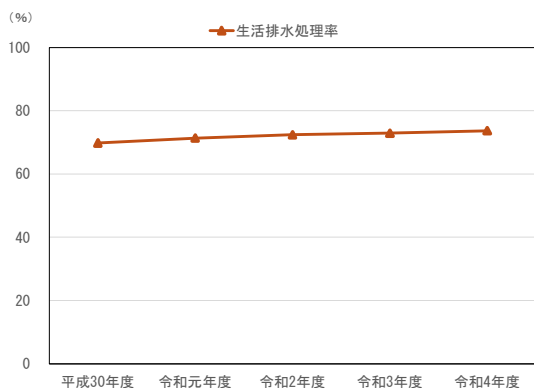
### 3-4-2 水環境の保全

#### (1) 現状と課題

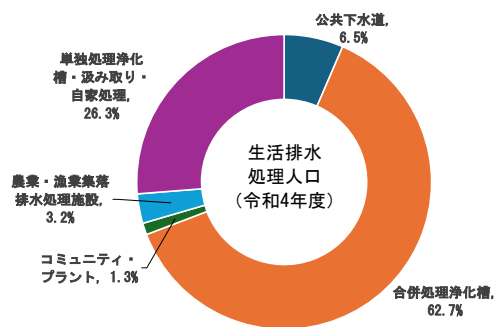
本市における水環境は、下水道等の生活排水対策の推進、工場・事業場等からの適正な排水及びその監視・指導等の実施の結果、河川及び海域の水質測定結果は、水質汚濁に係る環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。その一方で、河川への油等の流出事故の発生や、過去には市内の井戸で地下水汚染が確認された事象もありました。

河川水及び地下水は、上水道・簡易水道の水源のほか、農業用水、工業用水及び家庭用水として利用されており、これらの水質を保全し、健全な水循環を確保することは、日常生活や事業活動を維持する上で非常に重要です。

生活排水処理の状況を見ると、生活排水処理率は増加傾向で推移し、2022（令和4）年度は73.7%となっています。それでも、約3割近くの世帯の台所、風呂等からの生活排水が中小河川等に直接流れ込んでいるため、今後も生活排水処対策を推進していく必要があります。また、生活排水処理が進まない理由として、下水道への接続工事費負担等の経済的理由のほか、高齢・独居世帯等であること、汲み取り・単独処理浄化槽による処理に不便を感じていないこと等が考えられます。



生活排水処理率の推移



生活排水処理の内訳

注：生活排水処理率 = (公共下水道接続人口 + コミュニティ・プラント人口 + 農業・漁業集落排水処理施設人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口

資料) 薩摩川内市の環境

市民・事業者への意識調査によると、「川や海の水のきれいさ」について、約半数の市民が満足しています。過去と比較しても「川や海の水のきれいさ」が良くなったとの回答が多いことから、改善が進んでいることが推察されます。より良い環境にするために「公共下水道、浄化槽による生活排水対策」を望む声が多くなっています。

本市の健全な水循環を将来にわたって確保するためには、工場・事業場等からの適正な排水対策の促進と、生活排水処理率の向上が重要です。河川、海域の水質をさらに改善するために、市民・事業者の水への意識を高め、水環境の保全を適切に進める必要があります。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 適正な排水処理対策の推進

- ・下水道整備計画区域内において公共下水道の整備を推進します。
- ・公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設等の集合処理施設への接続を積極的に推進します。
- ・公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設等の処理区域外においては、合併処理浄化槽の補助制度を継続し、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・生活排水処理施設の機能停止を未然に防止するため、施設・設備等の適切な維持管理に取り組みます。
- ・工場・事業場等から排出される排水の定期的な監視・検査を実施するとともに、事業者への適正な排水処理等の指導・助言を行います。

#### ② 水質の監視と保全意識の高揚

- ・国、県と連携・協力して、定期的に河川及び海域の水質測定等を実施し、その結果を環境白書等で公表します。
- ・河川等の水環境の保全に関する情報を収集し、市民・事業者にも効果的な情報提供を行い、水環境の保全に対する意識を高めます。
- ・広報紙・市ホームページ等を用いて家庭でできる河川等の水質改善の取組を周知・広報し、生活排水対策の実践を促進します。

#### ③ 地下水及び河川等への汚染対策

- ・有害物質・化学物質、廃棄物等の適正な管理等を指導・啓発します。
- ・農薬・肥料等の適正な使用及び家畜ふん尿の適正な管理等を指導・啓発します。
- ・河川への油等の有害物質の流出事故を防止するため、事故防止の啓発と未然防止対策の実施を促進するとともに、流出事故発生時には関係機関等と連携・協力し、迅速かつ適切に対処します。
- ・水質測定により、汚染された地下水の水質を監視し、その調査結果を環境白書等で公表します。
- ・飲用井戸の設置者に対する衛生対策に関する助言を行うとともに、地下水の調査及び適切な措置等に関する啓発を行います。
- ・近年、問題となっている PFAS（有機フッ素化合物）に関する取扱い等の情報提供を行います。

#### ④ 健全な水循環の促進

- ・水源かん養機能の維持・向上を図るため、水源林造成事業を活用して森林及び農地の保全を促進します。
- ・市民・事業者に対して、水の有効利用等に関する啓発等を行います。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食用油は、家庭での再利用を心がけましょう。廃棄する場合は、適切に処理し台所から流さないようにしましょう。</li> <li>・台所では三角コーナー又は水切りネットを利用し、調理くずや食べ残しを排水口から流さないようにしましょう。</li> <li>・環境にやさしい洗剤、シャンプーを使用しましょう。</li> <li>・公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設等の処理区域内では、早目に接続しましょう。処理区域外では、早目に合併処理浄化槽を設置しましょう。</li> <li>・単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りは、合併処理浄化槽に移行しましょう。</li> <li>・炊事、洗濯、入浴又は洗車をするときは、節水を心がけましょう。</li> <li>・お風呂の残り湯は、洗濯、洗車又は庭や花壇への散水等に利用しましょう。</li> <li>・雨水タンクの導入等、雨水の有効活用を検討しましょう。</li> <li>・飲用井戸は、定期的に水質検査を行う等、適切な維持管理に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守し、水環境の保全に努めましょう。</li> <li>・排水処理施設は適切な維持管理を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。排水処理施設を未設置の場合は、水質汚濁を防止するための排水処理対策を検討しましょう。</li> <li>・定期的に排水の水質調査を実施し、その結果を公表しましょう。</li> <li>・排水に関する水質管理目標を設定しましょう。</li> <li>・公共下水道、農業・漁業集落排水処理施設等の処理区域内では、早目に接続しましょう。処理区域外では、早目に合併処理浄化槽を設置しましょう。</li> <li>・単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りは、合併処理浄化槽に移行しましょう。</li> <li>・土壌汚染又は水質汚濁を未然に防止するため、油等の有害物質は適切に処理しましょう。</li> <li>・油等の有害物質の漏洩を未然に防止するため、設備機器等の定期的な検査・点検を実施しましょう。</li> <li>・水資源を有効に利用するため、事業所への節水装置の導入、水の再利用、雨水タンクの導入等を検討しましょう。</li> <li>・農家及び畜産業者は、家畜排せつ物による汚染を防止するため、家畜排せつ物の適正な管理・処分を行いましょう。</li> <li>・農薬、肥料等は適正に使用しましょう。</li> </ul>

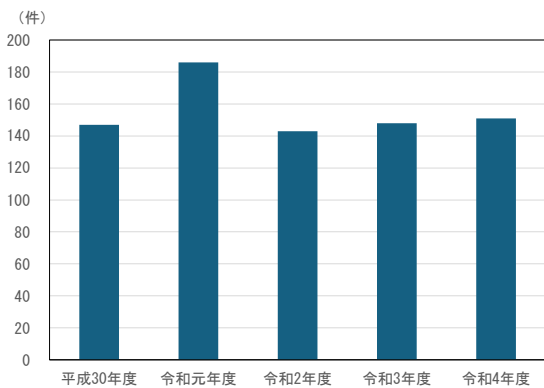
環境指標	令和5年実績 (2023年)	令和11年目標 (2029年)	令和16年目標 (2034年)
川や海等の水のきれいさを感じている人の割合	50%	60%	70%以上
水質に係る環境基準達成率	100%	100%	100%
汚水処理人口普及率	78.9%	92%	95%

### 3-4-3 安全・安心な環境づくり

#### (1) 現状と課題

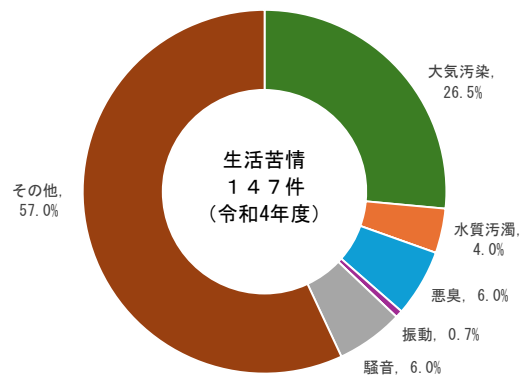
産業の発展に伴い、公害病等の深刻な健康被害、自然破壊等が問題となった産業型公害といわれる大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等は近年では沈静化し、市域においても特に大きな問題は生じていません。化学物質等による健康被害の報告もされていないことから、本市においては、概ね良好な生活環境が維持されていると考えられます。しかし、**本市での公害苦情件数は、近年では増加傾向に**転じています。2022（令和4）年度の公害苦情件数は合計147件で、内訳を見ると、大気汚染に係る苦情（26.5%）が最も多く、次いで騒音と悪臭（6.0%）となっています。

また、本市に立地する川内原子力発電所の周辺においては、環境保全と市民の安全・安心を担保するために、発電所周辺の空間放射線量の測定及び環境試料の放射能の分析を行い、その結果は適宜公表されています。



■ 公害苦情件数の推移

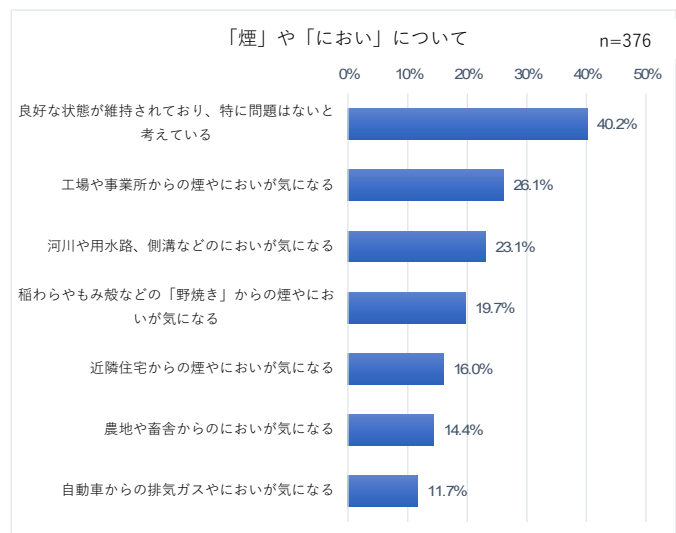
資料) 薩摩川内市の環境 令和5年度版



■ 公害苦情件数の内訳

資料) 薩摩川内市の環境 令和5年度版

市民・事業者への意識調査によると、煙、においに対して、「良好な状態で特に問題がない」が多かった一方で、「工場や事業所からの煙やにおいが気になる」、「河川や用水路、側溝等のおいが気になる」も一定数ありました。また、ごみに対する意見では、「河川敷や空地等において、ごみの不法投棄が目立つ」、「たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨て等、生活マナーが悪い人が多いと思う」とする声が多くなっていました。これらは、寄せられる苦情等の原因にもなっています。



■ 煙やにおいに対する意見 (令和6年市民意識調査)

公害等の苦情が今まで以上に増加しないよう、苦情毎にその原因を的確に把握し、被害の状況及び原因を特定し、可能な限り再発防止又は未然防止につながるような、安全・安心な環境づくりを心がけなければなりません。

## (2) 施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 公害に係る現状把握と防止対策

- ・市民・事業者に対する公害防止に関する法令の遵守を啓発します。
- ・周辺環境に配慮すべき事業所への環境配慮型設備の導入や建設作業における環境配慮型機械の使用を促進します。
- ・市民・事業者・市等で公害に関する情報を共有し、苦情発生時には迅速かつ適正に対応します。
- ・周囲に迷惑をかけない（公害を発生しない）生活マナー及び事業活動を普及啓発します。
- ・市内における騒音・振動、悪臭等を継続的に測定し、その結果を環境白書等で公表します。
- ・公害防止に関する各種法令に基づき、特定施設、特定建設作業等からの騒音、振動等の監視を継続して実施し、発生源となる事業者に対して規制基準の遵守及び適切な防止対策の実施を指導・啓発します。
- ・「PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度」に関する情報提供と併せて、法令遵守の徹底を促すための周知・広報を行います。

#### ② 原子力発電所に係る周知・広報

- ・原子力発電所周辺における環境放射線等のモニタリングの結果等を広く適切に情報発信します。
- ・定期的に発行している原子力広報、夏休み親子見学会、市民団体見学会等の原子力関連見学会等の開催を通じ、原子力に関する知識を普及啓発します。

### 【原子力発電に関する情報確認のための QR コード】

薩摩川内市  
公式LINE



鹿児島県  
原子力防災アプリ  
(Android用)



鹿児島県  
原子力防災アプリ  
(iOS用)



原子力文化財団  
動画



出典：日本原子力文化財団  
「原子力防災シュミレーション」

資料) 薩摩川内市「原子力防災のしおり」

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご近所の迷惑とならないよう、騒音、悪臭等の防止に努めましょう。</li> <li>・ごみ出しルールを守り、ごみの散乱や悪臭の防止に努めましょう。</li> <li>・ごみ収集所は適正に管理し、ごみの散乱や悪臭の防止に努めましょう。</li> <li>・身近にある側溝等を清掃し、悪臭の未然防止に努めましょう。</li> <li>・原子力及び放射線に関する情報に関心を持ち、知識を深めましょう。</li> <li>・空調機器等のフロン類使用製品の廃棄は、ルールに従い適正に処理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害等が発生しないように、法令を遵守しましょう。</li> <li>・事業活動に伴う騒音・振動、悪臭等が発生することのないよう十分に注意しましょう。</li> <li>・建設機械、重機等は低騒音・振動型の機械を使用しましょう。</li> <li>・家畜ふん尿等は適切に管理し、悪臭の未然防止に努めましょう。</li> <li>・化学物質、農薬等が漏洩・拡散することのないよう、適切に管理し、使用しましょう。</li> <li>・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。</li> <li>・原子力関係法令及び安全協定を遵守するとともに、環境放射線等の監視体制を強化し、安全対策に万全を期しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
苦情処理件数	140 件	130 件以下	120 件以下
騒音環境基準の一般 地域適合率	50% ※R4 年実績	100%	100%
騒音環境基準の道路 地域適合率	100% ※R4 年実績	100%	100%

(1) 現状と課題

多種多様な自然環境を有する本市域には、さまざまな自然景観のほか、人と関わりのある田園景観、里地里山景観、歴史的・文化的景観が数多く見られます。この良好な景観を守るため、定期的な巡回により違反広告物の除却等を積極的に行っています。

本市では、後世に誇れる良好な景観を保全・創造し、快適なまちづくりと市民文化の向上に資するため、2009（平成21）年3月に「薩摩川内市ふるさと景観計画」を策定しました。また、優れた景観資源を適切に保全・活用するため、「薩摩川内市景観条例」を2009（平成21）年4月に施行し、景観形成に係る施策を総合的に進めています。さらに、景観計画と併せて「薩摩川内市ふるさと景観100選マップ」を作成（2024（令和6）年3月リニューアル）するとともに、景観提案制度に基づく「景観重要資産」の指定により、景観に対する住民の意識の高揚を図りました。

市民・事業者への意識調査によると、「田園風景の美しさ」は約5割の市民が概ね満足しているものの、「まちなみの美しさ」、「道路、歩道の整備状況」の満足度は約3～4割とやや低くなっています。 ※P42の地域の環境の満足度を参照

今後、市民共有の財産でもある本市の豊かな景観資源を保全・活用し、次の世代に引き継いでいくため、風景・景観の保全・創造に努め、より良い景観形成を総合的に推進することが必要です。

(2) 施策の展開

【市の施策】

① 地域特性を活かした風景・景観の形成促進

- ・市内各所に存在する地域の誇りや財産となる良好な景観資源について、景観重要資産の指定等による整備・保全及び活用を促進します。
- ・「薩摩川内市ふるさと景観計画」に基づき、市街地の良好なまちなみの創出を推進します。
- ・農地の環境改善、耕作放棄地の解消及び遊休農地等の対策と併せた良好な田園風景の確保を推進します。
- ・屋外広告物対策について、定期的な巡回、違反広告物等の監視を強化し、良好な景観を保全します。
- ・市民、市民団体及び事業者による地域の緑化や花壇の整備等、良好な景観を形成するための自主的な活動を支援します。

【景観提案制度に基づく景観重要資産】

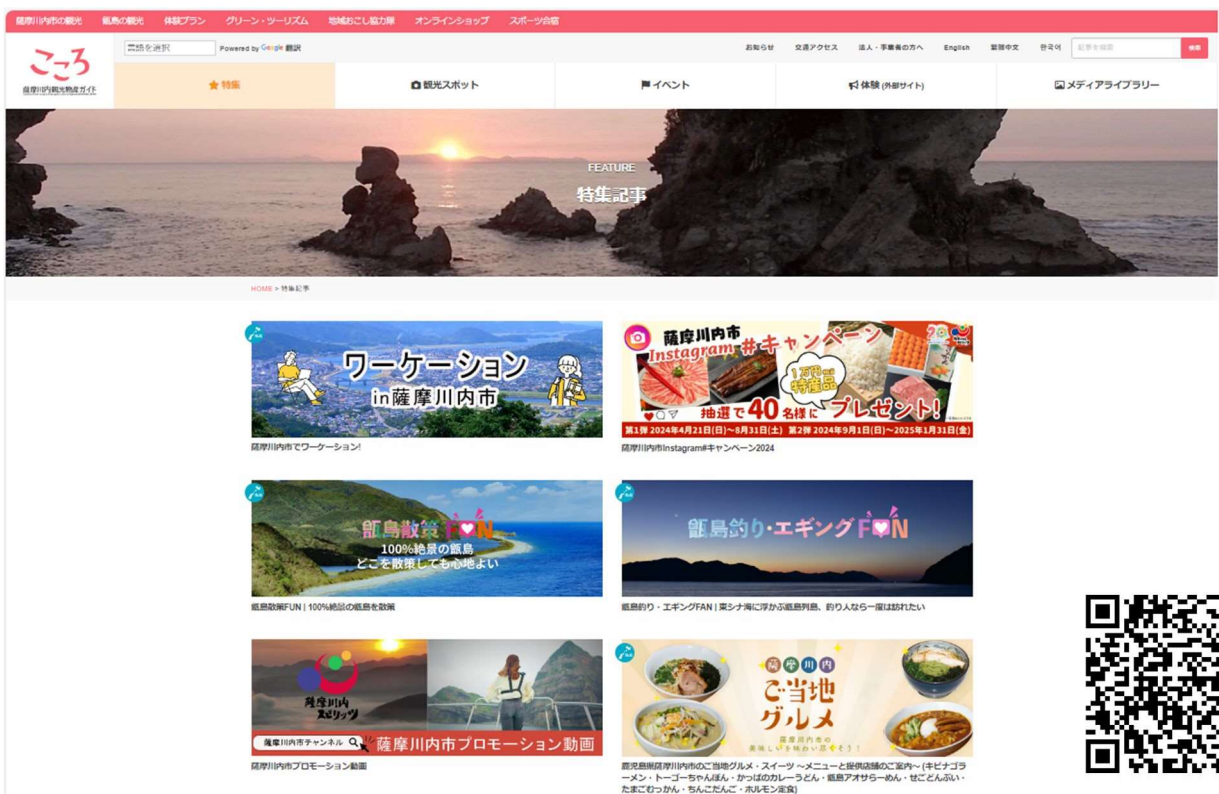
- |                                    |              |            |         |
|------------------------------------|--------------|------------|---------|
| ①藤本滝                               | ②倉野磨崖仏       | ③江之口橋      | ④長崎堤防   |
| ⑤南瀬のイチョウの木（雄株・雌株）                  | ⑥里町武家屋敷跡の玉石垣 | ⑦朝陽轟滝      |         |
| ⑧憩いと歴史の中郷池                         | ⑨木場の棚田       | ⑩一條神社と歴史の杜 | ⑪そばどんの滝 |
| ⑫旧西山小学校と瀬々野浦集落～先人から受け継ぎ育んできた校庭の石垣～ |              |            |         |
| ⑬入来麓を見守る西郷さん（寝西郷）                  |              |            |         |



■ 薩摩川内市ふるさと景観100選マップ（2024（令和6）年リニューアル版）

## ② 景観形成に向けた啓発活動・情報提供

- ・良好な景観の形成及び景観資源の保全を促進するため、市民・事業者の理解と協力を得るための広報・啓発を行います。
- ・本市が潜在的に保有する景観資源のイメージアップを図るため、道路、海岸、河川敷、公園等の景観資源をPRします。
- ・景観資源が観光振興又は地域活性化につながるよう、市内外に広く周知します。
- ・薩摩川内観光物産ガイドところ（市観光ホームページ）を活用して、市域における良好な景観、四季の花等の情報発信を行います。



■ 薩摩川内観光物産ガイドところ

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の住む地域の美しい景観の保全・活用に協力しましょう。</li> <li>・住宅の新築、増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。</li> <li>・花壇への植栽等、家庭に花や緑を増やしましょう。</li> <li>・地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観にも配慮した事業活動に努めましょう。</li> <li>・工場や事業所等の建築物は、周辺環境との調和及び景観に配慮しましょう。</li> <li>・工場や事業所等の敷地内に、樹木を植栽し、花壇を設置しましょう。</li> <li>・屋外広告物等の設置に際しては、鹿児島県屋外広告物条例を遵守し、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。</li> <li>・地域の環境美化活動に積極的に参加・協力しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和 5 年実績 (2023 年)	令和 11 年目標 (2029 年)	令和 16 年目標 (2034 年)
まちなみの美しさに満足している人の割合	37%	50%以上	60%以上
田園風景の美しさに満足している人の割合	52%	60%以上	70%以上



入来麓地区の街並み



藤本滝

## 3-5 環境保全活動の推進 ～みんなで考え協働するまちづくり～



### 3-5-1 環境教育・環境学習の充実

#### (1) 現状と課題

私たちを取り巻く環境問題は、日々の家庭生活又は事業活動に伴う身近な生活環境に関する問題から、もはや一刻の猶予もない地球温暖化の進行、急速に進行している生物の大量絶滅に伴う生物多様性の損失等、国のみならず地球規模で取り組む必要のある問題まで、多種多様で複雑なものとなっています。

このような環境問題を解決するためには、「市民・事業者・市」のそれぞれの主体が、必要な情報を入手し、相互に学び、伝え、日々の活動のなかに環境保全の取組を積極的に取り入れていくことが重要です。

本市では、市内の小中学校に対して、定期的に出前授業を行っています。また、環境保全の取組を推進するため、広報紙、ホームページ、SNS等で環境に関連する情報提供を行っているほか、本市の環境の現状を「薩摩川内市の環境」に取りまとめて毎年公表しています。

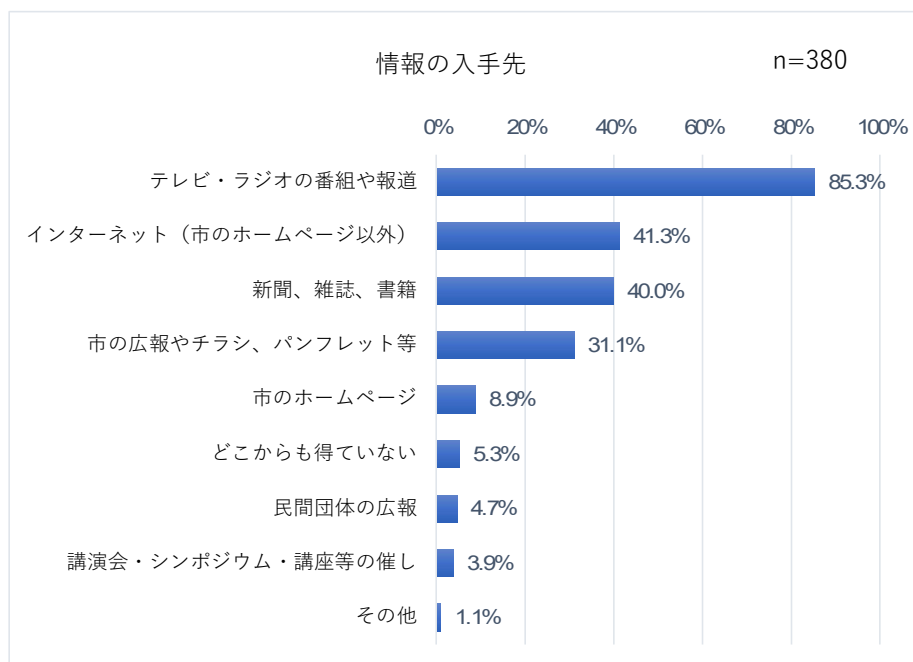


#### ■ 小中学校への出前授業

資料) 薩摩川内市 HP

市民・事業者への意識調査によると、環境問題や環境保全に関する情報の主な入手先としては、「テレビ・ラジオの番組や報道」が8割強と、多くの市民が報道関係等から情報を得ています。その一方で、「市の広報やチラシ、パンフレット等」は約3割、市のホームページは約1割でした。また、環境保全活動に取り組むための「環境問題に関する学習会、説明会等への参加」は1割程度にとどまっています。より良い環境とするために必要なこととして「環境問題に関する学習会や説明会等

の開催]、「環境学習・環境教育の推進」が低い割合にとどまっている等、環境を学ぶ機会への期待は低く、参加の実績もあまりないことが分かります。



■ 環境等に関する情報の入手先（2024（令和6）年市民意識調査）

私たち一人ひとりが環境保全に積極的に取り組むためには、必要な情報に簡単にアクセスでき、「市民・事業者・市」が情報を共有することが必要です。そのためには、家庭、学校、事業所、公共施設等で環境を学ぶ場を確保し、自然観察会又は講演会へ参加する機会を確保する等、環境教育・環境学習をさらに充実していく必要があります。

## （2）施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 環境教育・環境学習の充実

- ・本市の甕島国定公園、県立自然公園、環境関連施設等を環境学習に活用する等、環境教育・環境学習の場の充実を推進します。
- ・自然とふれあえる自然観察会、環境学習、出前講座等を開催するとともに、環境学習の機会の多様化と内容の充実を推進します。
- ・環境学習リーダー及びアドバイザーを養成し、環境教育・環境学習に取り組む各種団体等への講師派遣や環境学習のメニュー化の充実を促進します。
- ・「九州地方 ESD 活動支援センター」等の各種団体と連携して「ESD（持続可能な開発のための教育）」の視点を踏まえた環境学習プログラムの普及を推進します。

#### ② 環境情報の提供

- ・本市の環境の状況及び各施策の推進状況について、環境白書、市ホームページ等で積極的に情報を公開していきます。

- ・市の行事及びイベントを利用して、環境に関連する情報を発信するとともに、環境に役立つ製品等を積極的に紹介していきます。
- ・市民の地球温暖化防止に関する取組への関心を深めるために「エコライフ・チェックシート」を作成・活用します。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する学習会、講座、自然観察会等に積極的に参加し、知識を深めましょう。</li> <li>・家族で山、川、海等に出かけ、身近な自然に親しみましょう。</li> <li>・市及び各種団体が行う学習会、講演会、セミナー等には積極的に参加しましょう。</li> <li>・学校で環境について学んだことや、テレビ、新聞等に出てくる環境問題について、家族で話し合い、一緒に考えましょう。</li> <li>・自分が住んでいる地域の環境についての課題・意見を、みんなで話し合いましょう。</li> <li>・市等が情報提供する環境保全に向けた取組を日々の生活のなかで実践しましょう。</li> <li>・エコライフ・チェックシートで脱炭素の取組をチェックしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う環境負荷を低減するため、最新技術の情報収集に努め、導入を検討しましょう。</li> <li>・環境に関するさまざまな情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させましょう。</li> <li>・省資源・省エネルギー、ごみの排出抑制等、環境に配慮した行動を事業所全体で取り組みましょう。</li> <li>・社員に対する環境教育等の指導を行い、環境を保全する意識を高めましょう。</li> <li>・市及び各種団体が行う学習会、講演会、セミナー等には積極的に参加しましょう。</li> <li>・市及び各種団体と連携し、環境教育・環境学習の機会や場所の提供、人材の派遣等に協力しましょう。</li> <li>・事業者が行っている環境配慮行動を広く周知しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和5年実績 (2023年)	令和11年目標 (2029年)	令和16年目標 (2034年)
環境問題に関する学習会、説明会等への参加割合	14%	23%以上	32%以上
環境学習講座（出前講座）実施回数 ※行政実施	3件	5件以上	5件以上

### 3-5-2 環境保全活動の推進

#### (1) 現状と課題

省エネ、リサイクル、環境美化活動等、日常生活及び事業活動のなかの環境保全の取組は、身近な周辺環境にとどまらず、地球環境を保全する上で大変重要です。また、ボランティア団体やNPO（民間非営利組織）の自主的な活動は、市民・事業者の環境保全活動の啓発につながり環境保全活動を充実させます。

本市では、市民、事業者、ボランティア団体等の活動に対する支援に努め、市民団体等との連携により、環境保全活動を推進しています。具体的には、「快適環境づくり補助金」により、地域の快適な環境づくりの実践活動を行う市民団体を支援しています。また、市民と行政との協働のまちづくりを推進し、環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動等の地域活動を支援するため、市が所有している公用車の貸出も行っています。

その他、各自治会のリサイクル推進員によるごみの分別指導、地区コミュニティ協議会毎の環境美化推進員による不法投棄パトロール、薩摩川内市衛生自治団体連合会の不法投棄対策等、市民団体との連携による活動を進めています。また、自然観察会の開催、県による自然保護推進員及び希少野生動物保護推進員の委嘱等、市民・市民団体等と連携した自然保護活動も推進しています。

#### 【快適環境づくり補助金の概要】

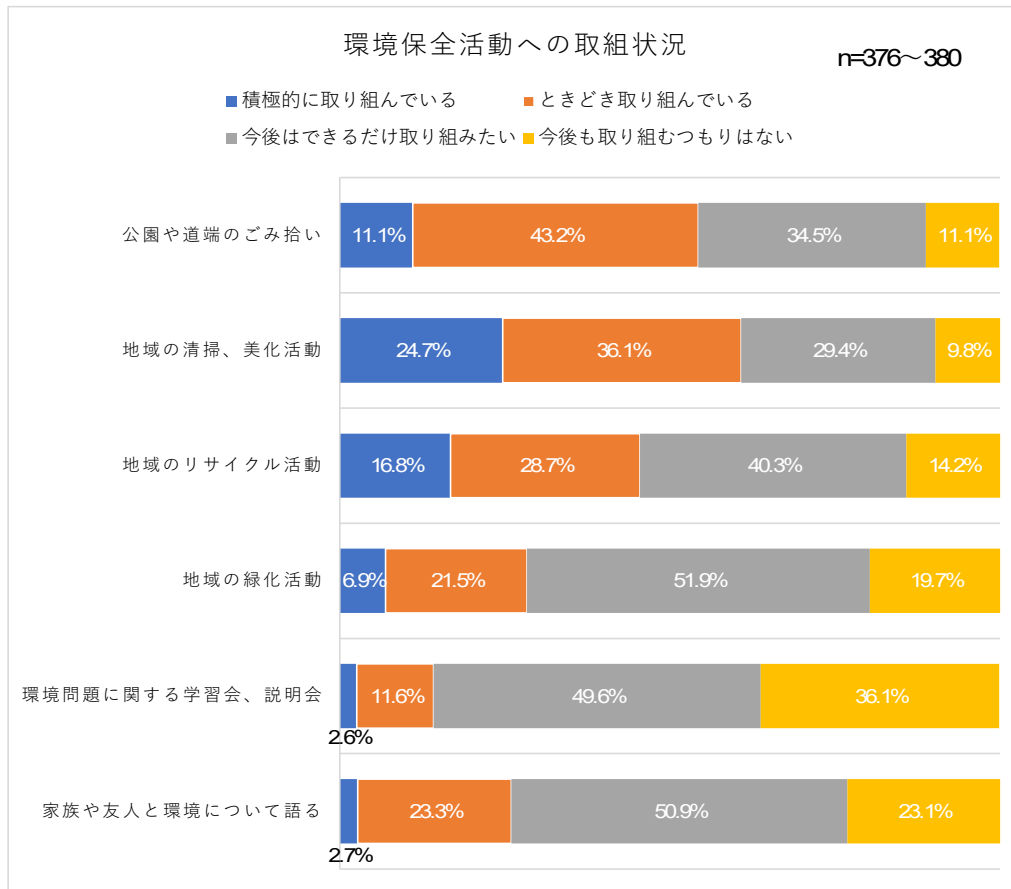
区分	具体的な内容
対象事業	公道に隣接する場所やその他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は花き及び樹木を植栽しようとする事業
対象者	快適な環境づくりを実施しようとする市民団体（自治会、PTA、子ども会、高齢者クラブ又はNPO等）
補助金の額	団体の区分により異なります。

#### 【公用車貸出制度の概要】

区分	具体的な内容
対象となる活動	・道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化、清掃活動 ・防犯パトロール、資源回収活動 ・簡易な道路の維持又は修繕作業 ・貸出対象団体が管理する花壇の整備 ・その他市長が特に必要と認める活動
貸出対象者	地区コミュニティ協議会、自治会、公益法人等
貸出日時	土曜日、日曜日及び休日の8時30分から17時まで（年末年始12月29日から1月3日までを除外）
経費負担	無料

市民・事業者への意識調査によると、環境保全活動の取組としては「地域の清掃や美化活動」、「公園等のごみや空き缶等を拾う」等の地域活動への参加や、事業者の皆さんによる「事業所周辺の清掃・ごみ拾い」、「事業所内の緑化、周辺の花壇の手入れ」、「建物等の周辺景観との調査」等、地域社会の一員としての取組が高くなっています。また、環境保全に対して、多くの事業者が「事業者の責

務として、事業活動に当然含まれるべきものである」、「社会貢献の一つであり、積極的に取り組むべきものである」とするなど、環境保全に関する事業者の意識が高いことが分かります。



■ 環境保全活動への取組状況（2024（令和6）年市民意識調査）

環境保全活動の現状を踏まえ、事業者が抱える問題点の解決に向けた支援の検討、「市民・事業者・市」間の連携・協力体制の確立等、各主体間のコミュニケーションを十分に図り、地域一体となった環境保全活動を推進し、『**良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる**』という**地域環境の好循環の形成を図る必要**があります。

## （2）施策の展開

### 【市の施策】

#### ① 自発的な環境保全の取組の推進

- ・市民、事業者、ボランティア団体、NPO等が実施する環境保全の取組を広く周知するとともに、取組に対する表彰制度を実施します。
- ・市民、ボランティア団体等が実施する環境保全の取組に対する補助制度の充実を図り、その取組を支援します。
- ・事業者の自主的な取組のための事業系ごみの取扱いに関する情報等を提供します。



環境美化活動

- ・事業者に対して、環境に与える負荷の低減及び地球環境保全対策の実践を目的とした薩摩川内市環境保全条例を周知します。

② 連携・協力による環境保全の取組の推進

- ・環境保全活動を通じて市民、地域、各種団体間等の交流を図り、同活動の活性化を推進します。
- ・地域コミュニティの活性化を図るため、地域における美化活動や資源回収等、地域に還元できる環境保全の取組を促進します。
- ・国、県、近隣自治体等の関係機関との連携・協力により、河川や海岸に不法に投棄されたごみや漂着ごみの回収・処分等、広域的に取り組むべき環境保全対策を継続して実施します。
- ・環境白書、市ホームページ等で公開している環境に関連する情報の充実を図り、市民、事業者等と環境保全に関する情報を共有します。

【市民及び事業者の取組】

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の生活と環境問題との関わりについて考えましょう。</li> <li>・地域の清掃活動及び美化活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・市及び活動団体と交流し、積極的な情報交換を行うことにより、環境保全活動を活発化しましょう。</li> <li>・地域に昔から伝わる生活の知恵を学び実践しましょう。</li> <li>・環境について学んだ知識や体験を、次の世代に伝えましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連の各種イベント・行事に参加し、事業活動で得た知識や技能を活用して積極的に協力しましょう。</li> <li>・環境認証の取得、ごみ処理の減量化・資源化、省エネの取組等、環境を保全するための社内体制の整備を進めましょう。</li> <li>・事業者間の交流及び情報交換に努めましょう。</li> <li>・地元の住民との交流、意見交換等の機会を設けましょう。</li> <li>・環境保全に向けた取組に関して、事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを積極的に情報発信しましょう。</li> </ul>

環境指標	令和5年実績 (2023年)	令和11年目標 (2029年)	令和16年目標 (2034年)
地域の緑化活動（花を植える等）に参加するひと	28%	40%以上	50%以上

## 4-1 計画の推進体制

本市が目指す望ましい環境像を実現するため、市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割を認識し、各主体が自主的に環境の保全に取り組み、相互に連携・協働しながら本計画を推進していきます。

また、広域的な取組が必要な環境問題等も考慮し、国、県、関係機関等との連携を図りながら、本計画の各施策を関係者一体となって総合かつ効果的に推進していきます。

## (1) 庁内の推進体制

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、庁内関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ効果的に本計画を推進するため、薩摩川内市環境審議会の意見を聴きながら、市長、副市長、教育長及び各部局長等で構成する政策会議等により、各施策の進行状況の把握、点検、関係部局間の連携及び調整を図ります。

## (2) 環境審議会

薩摩川内市環境審議会は、環境基本法に基づき、本市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するために薩摩川内市環境基本条例で定めた機関であり、学識経験を有し、また、市内の公共的団体を代表する方々で組織しています。

薩摩川内市環境審議会では、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、計画全体の進捗状況について確認し、また、必要に応じて計画の見直し等、専門的に幅広い見地から審議を行っていきます。

## (3) 市民・市民団体、事業者の参画

環境保全に関する施策等を総合的かつ効果的に進めていくためには、市民、地区コミュニティ協議会・自治会等の市民団体、事業者の協力及び自主的、広域的な活動が重要となります。

市民・事業者の協力のもと、環境教育・環境学習等による意識啓発の充実を図るとともに、市の広報紙、ホームページ等による情報提供を充実させ、自主的な取組に対する支援策等を講じていきます。また、情報交換、連携・協働のための協議の場等の整備について検討し、市民・事業者からの意見を広く求めていきます。

## (4) 広域的な連携、協力体制

本計画に基づく施策の推進には、国、県、周辺自治体、関係機関等と協力して解決していかなければならない環境問題もあります。

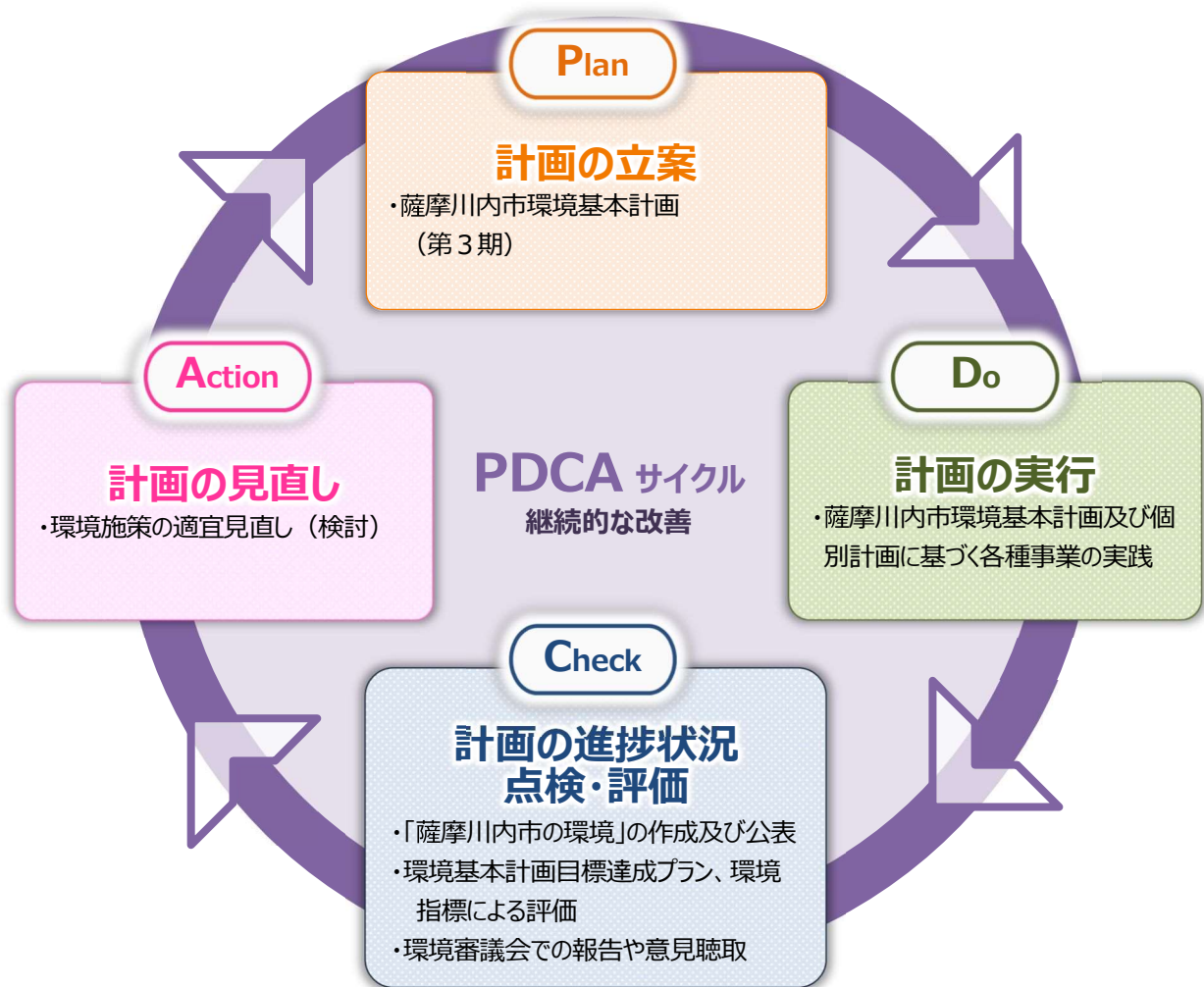
市域を超えた広域的な取組が必要である大気汚染、水質汚濁及び地球温暖化等の環境問題に対しては、今後も国、県、周辺自治体、関係機関等との積極的な情報・意見交換に努め、連携・協力の体制を強化していきます。

## 4-2 計画の進行管理

### (1) 計画の進行管理

本計画は、「**PDCA サイクル**」を用いて定期的な点検・評価を行うことにより、**環境施策を適宜見直し、本市の環境の継続的な改善**を図っていきます。

また、本計画の進行に当たっては、別途作成する「進行管理表」により、計画に示した施策や取組の進行状況を把握し、計画的かつ効果的な施策の展開を推進します。



### ■ 計画の進行管理

※計画の進行管理（PDCA サイクル）は年度毎に実施し、翌年度に結果を報告します。

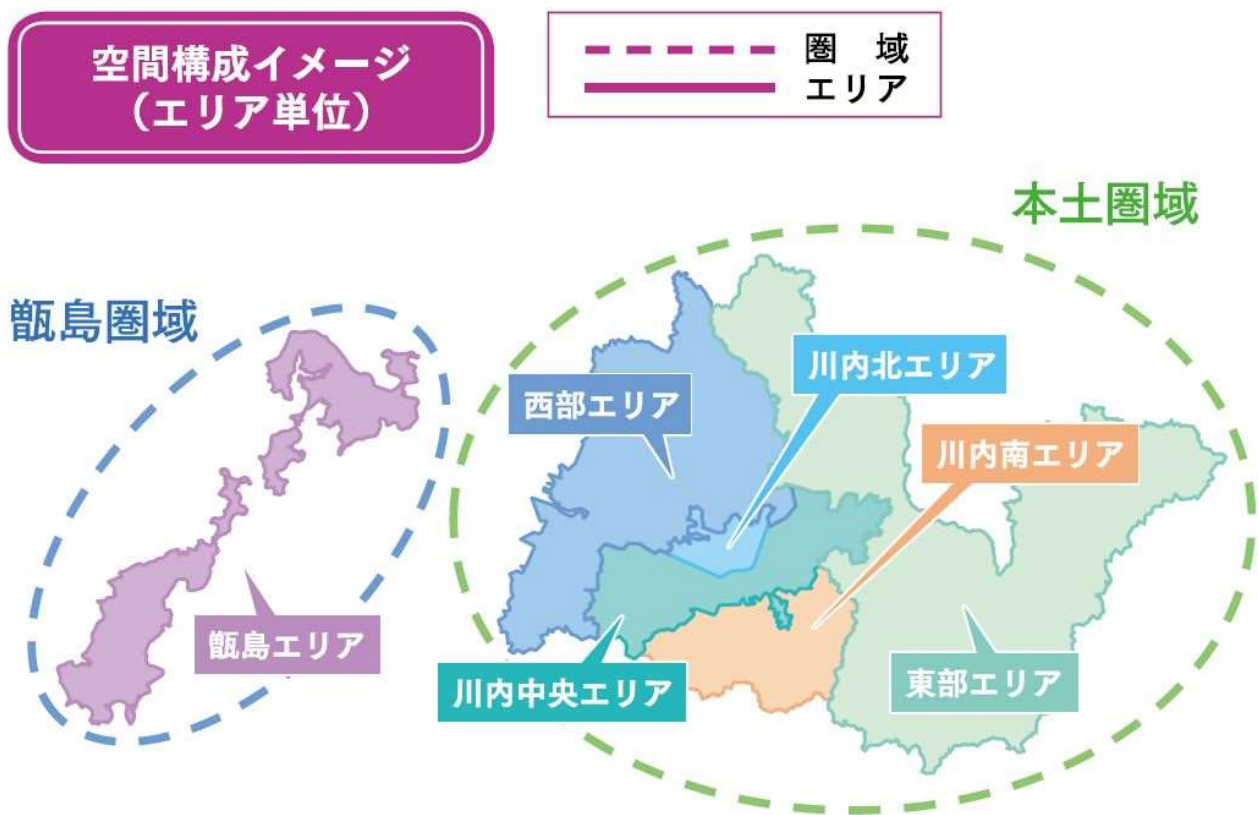
### (2) 結果の報告

本計画の実効性を高めるため、施策及び事業の進捗状況を的確に把握し、本市の環境白書「薩摩川内市の環境」やホームページ等を利用し、広く公表していきます。また、計画の進捗状況を薩摩川内市環境審議会に報告し意見を聴きます。

## 【地域別施策】

本市は圏域として「本土圏域」、「甑島圏域」に区分できます。本土圏域は「川内北」、「川内中央」、「川内南」、「西部」及び「東部」の5つのエリアから成り、甑島圏域は「甑島」の1つのエリアで構成されます。このうち「川内北」、「川内中央」及び「川内南」は本市の医療・福祉、商業等の都市機能や居住が集積したエリアです。「西部」、「東部」及び「甑島」は、それぞれ豊かな自然環境、観光の拠点、産業の集積地等の特色を有しています。

ここでは、地域を「川内北・中央・南」、「西部」、「東部」、「甑島」の4地域に区分し、各地域の地域特性に従い、特に率先して取り組むべき施策等を整理しました。



■ 各地域で特に取り組むべき施策（川内北・中央・南エリア、西部エリア）

地域	施策
川内北・中央・南エリア	<p><b>【脱炭素社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策に関する情報について、薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略等の関連計画を公表する等、広く情報を提供し、取組の必要性、重要性を普及啓発します。</li> <li>・家庭及び事業所における省エネの取組が自発的に進むよう普及啓発します。</li> </ul> <p><b>【資源循環型社会の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題（地球規模の問題）となっています。プラスチック製廃棄物を削減するため、2025（令和7）年4月からプラスチック使用製品（18品目）の資源回収を開始し、プラスチック製廃棄物のより一層の資源化を推進します。</li> <li>・快適な都市景観・都市環境づくりを推進するため、市民、企業等のボランティア組織との協働による美化意識の普及啓発に取り組みます。</li> <li>・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。</li> </ul> <p><b>【環境保全活動の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動を通じて、市民、地域、各種団体間等の交流を図り、同活動の活性化を推進します。</li> </ul>
西部エリア	<p><b>【脱炭素社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネに配慮した事業活動が進むよう事業者への助言及び情報提供並びに関係機関等とのマッチングを支援します。</li> <li>・次世代エネルギーの効果的な導入に関する技術研究、立地環境等を踏まえたエネルギーの使い方に関する仕組みづくりを推進します。</li> </ul> <p><b>【資源循環型社会の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向けて、これまでの線形経済（大量生産→大量消費→大量廃棄）の流れを見直し、ごみの減量・再資源化をさらに推進することで、循環経済（サーキュラーエコノミー）の拠点となる「サーキュラーパーク九州」の構築を目指します。</li> <li>・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。</li> </ul> <p><b>【生活環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所周辺における環境放射線等のモニタリングの結果等を広く適切に情報発信します。</li> </ul>

■各地域で特に取り組むべき施策（東部エリア、甕島エリア）

地域	施策
東部エリア	<p><b>【脱炭素社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、株式会社薩摩川内市観光物産協会等と連携し、本市の自然・食等豊かな地域資源を生かしたサイクルツーリズムの魅力を発信します。</li> </ul> <p><b>【資源循環型社会の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。</li> </ul> <p><b>【自然共生社会の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然の関わり、生態系等を考慮しながら、ラムサール条約登録湿地（蘭牟田池）、甕島国定公園及び県立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を保全します。</li> <li>・県及び近隣市町と連携・協力し、国定公園、県立自然公園等を活用した広域的な観光振興に取り組みます。</li> <li>・自然とふれあい体験する機会の拡大を図るため、蘭牟田池を中心に、周辺の水辺空間及び公園等と連携した広域的なネットワーク化を進めます。</li> <li>・蘭牟田池においては、外来種の繁殖を防ぐため駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入を未然に防止します。</li> </ul> <p><b>【環境保全活動の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の甕島国定公園、県立自然公園、環境関連施設等を環境学習に活用する等、環境教育・環境学習の場の充実を推進します。</li> </ul>
甕島エリア	<p><b>【資源循環型社会の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。</li> <li>・海岸漂着物の実態を把握し、海岸環境に及ぼす影響等を市民、事業者及びボランティア団体へ情報提供します。</li> <li>・海岸漂着物の適正処理について、市民、事業者及びボランティア団体へ情報提供します。</li> </ul> <p><b>【自然共生社会の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町と連携・協力し、国定公園、県立自然公園等を活用した広域的な観光振興に取り組みます。</li> <li>・甕島国定公園の環境保全と観光体験プログラムによる地域振興等、独自の自然環境を活かした、甕島ならではの魅力的な甕島エコツーリズムを推進します。</li> </ul> <p><b>【環境保全活動の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の甕島国定公園、県立自然公園、環境関連施設等を環境学習に活用する等、環境教育・環境学習の場の充実を推進します。</li> </ul>

## 【重点プロジェクト】

第3次薩摩川内市総合計画では、政策・施策を横断して重点的かつ戦略的に取り組む戦略（重点戦略プラン）として、「社会チャレンジ戦略」、「環境チャレンジ戦略」、「経済チャレンジ戦略」、「実現チャレンジ戦略」の4つの戦略が掲げられています。

この中の「環境チャレンジ戦略」には、「自然環境保全プロジェクト」、「サーキュラー都市環境プロジェクト」、「次世代エネルギープロジェクト」、「国土強靱化プロジェクト」の4つのプロジェクトがあります。このうち国土強靱化プロジェクトを除いた3プロジェクトの概要を下表に示します。

### ■「第3次薩摩川内市総合計画」環境チャレンジ戦略における各プロジェクトの概要

自然環境保全プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外来種の繁殖を防ぐために駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入を未然に防止します。</li> <li>● 環境美化推進員によるパトロールや看板設置など、不法投棄対策の強化を行い、良好な環境を保全します。</li> </ul>
サーキュラー都市環境プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現を目指して、これまでの線形経済（大量生産→大量消費→大量廃棄）の流れを見直し、更にごみの減量化・再資源化を行います。</li> </ul>
次世代エネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素などのエネルギーの構造転換（次世代エネルギーの利用拡大）に向けた動向を踏まえ、次世代エネルギーに対する市民理解の更なる向上を図るとともに、エネルギー関連市場の拡大により、次世代エネルギー産業の育成支援及び産業立地につなげます。</li> </ul>

ここでは、環境基本計画の中で「自然環境保全プロジェクト」、「サーキュラー都市環境プロジェクト」、「次世代エネルギープロジェクト」に関連する施策を抜粋し、横断的かつ重点的・戦略的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として整理しました。

### ■重点プロジェクト（横断的かつ重点的・戦略的に取り組むべき施策）

プロジェクト	施策
自然環境保全プロジェクト	<p>【自然共生社会の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然の関わり、生態系等を考慮しながら、ラムサール条約登録湿地（蘭牟田池）、甕島国定公園及び県立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を保全します。</li> <li>・貴重な生態系を有する蘭牟田池等の自然環境の保全に向けた取組を推進するとともに、市内の貴重な動植物の保護に関する情報を提供します。</li> <li>・県その他の関係機関、各種団体等と連携・協力し、特定外来生物の駆除・防除及び侵入の未然防止に取り組み、自然環境と生態系を保全します。</li> <li>・特定外来生物の生息・生育状況、侵入経路の把握等、特定外来生物の対策に必要な基礎データの収集と情報発信を行います。</li> </ul>

プロジェクト	施策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蘭牟田池においては、外来種の繁殖を防ぐために駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入を未然に防止します。</li> <li>【資源循環型社会の形成】</li> <li>・市民・事業者に対し、ごみのポイ捨て及び不法投棄の防止に向けた啓発を行います。</li> <li>・市職員及び環境美化推進員による巡回パトロールを定期的実施し、ごみの散乱場所を確認するとともに、必要に応じてポイ捨て等のごみの回収を行います。</li> <li>・ごみが頻繁に散乱している場所又は不法投棄を確認した場合、ごみのポイ捨て・不法投棄防止看板及び防止のぼりを設置し、未然防止のための啓発を行います。</li> </ul>
サーキュラー都市環境プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>【資源循環型社会の形成】</li> <li>・「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向けて、これまでの線形経済(大量生産→大量消費→大量廃棄)の流れを見直し、ごみの減量・再資源化をさらに推進することで、循環経済(サーキュラーエコノミー)の拠点となる「サーキュラーパーク九州」の構築を目指します。</li> <li>・サーキュラーパーク九州では、地域等で発生する廃棄物の分別・選別等を行った上で、企業の生産・流通過程における廃棄物、在庫処分品等、幅広い廃棄物を再資源化する「リソーシング事業」と、研究開発等による課題解決事業である「ソリューション事業」との相互連携を図りながら、資源循環型の持続可能な社会を目指します。</li> <li>・近年、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な問題(地球規模の問題)となっています。プラスチック製廃棄物を削減するため、2025(令和7)年4月からプラスチック使用製品(18品目)の資源回収を開始し、プラスチック製廃棄物のより一層の資源化を推進します。</li> <li>・ごみの適正な排出、分別及びリユース・リサイクルの促進に関する情報を、広報紙、市ホームページ、公式LINE等の多様な手段を用いて提供し、啓発に取り組みます。</li> <li>・資源ごみの適正な分別と拠点回収等の収集方法に関する情報を積極的に発信し、適正な分別・排出の普及啓発を行います。</li> </ul>
次世代エネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>【脱炭素社会の構築】</li> <li>・公共施設の整備に際しては、再エネ設備の導入を進めます。</li> <li>・市民向けに再生可能エネルギーの導入に必要な支援の検討並びにPPA事業(Power Purchase Agreement(電力購入契約))及びV2H設備(Vehicle to Home;車から家へ)の設置を促進するための情報提供を行うとともに、関連イベント等の開催を支援します。</li> <li>・次世代エネルギーの効果的な導入に関する技術研究、立地環境等を踏まえたエネルギーの使い方に関する仕組みづくりを推進します。</li> </ul>

## 薩摩川内市環境基本計画（第3期）

発行年月：令和7年4月

編集・発行：薩摩川内市 市民安全部 環境課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

T E L 0996-23-5111

F A X 0996-20-5570